



## 第2章 各論



絵：えんどう はるな



絵：宮本 恭子

## 第2章 各論

### 子ども・若者

私たちは愛情に包まれて育ちたい

～子どもの権利・健やかな成長・自立する力～

#### 1 こえを社会に届けたい

一人ひとり子どもたちが、かけがえのないすばらしい存在として認められ、良い環境の中で育てられ、子どもと大人がともに生きる社会を望みます。

#### (1) 子どもと若者の権利・社会参画の推進

##### (基本的な考え方)

子どもが一人の人間としてその意思が最大限に尊重され、自分の意見を表明することができ、自己実現を図ることができるような社会の実現に取り組みます。

また、子どもを保護の客体とするのみならず、「子ども市民」と捉え、権利の主体として、子どもの意思を施策に反映するため、子どもの参加・参画を図ります。

#### 子どもと若者の権利を守る

##### (現状と課題)

子どもの最善の利益を考慮して、子どもの権利を尊重し、実現することを目的とした「児童の権利に関する条約」が平成6年に批准されました。

また、増加する児童虐待の防止対策のため、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、さらに虐待防止体制を強化するため、平成16年には、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の一部改正が行われました。

県においても、「青少年健全育成条例」が平成14年及び平成17年に改正されるなど、法律、条例の規定が整備され、子どもの権利を守るための対策が強化されてきました。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、家庭の教育力の低下や地域社会のつながりの希薄化など、子どもをめぐる社会環境は大きく変化しています。このような環境の変化に伴い、児童虐待、家庭内暴力、学校でのいじめ・体罰、少年非行などの問題行動、覚せい剤などの薬物乱用の低年齢化、いわゆる「援助交際」や児童ポルノなどの性の商品化など、子どもの人権をめぐる問題は複雑化・深刻化しており、更なる対策が必要とされています。

このような問題の背景には、大人が子どもを未熟な存在として支配的な意識をもったり、保護や教育の対象としてのみ見ることによって、子どもの主体性や社会性の欠如を招いていることも、要因の一つとして考えられます。

様々な施策の中で、子どもを保護の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として認め、子ども自身が自分にはかけがえのない存在であると感じ、自立して生きていけるよう、子どもの意見や意思を尊重するための取組みを進めることが必要です。

## (施策の方向と具体策)

### 1 子どもと若者の権利を守るための啓発を進めます。

- ・家庭における子育てを通じた人権教育の大切さを啓発するとともに、家庭への支援と学校教育等の充実を図ります。
- ・子どもに対する暴力・虐待の防止や、子どもの社会的自立に向けて、児童福祉機関、家庭、学校、地域社会が連携して子どもの保護・支援を推進します。
- ・障害のある子ども、外国籍の子どもなど、多様な子どもの人権問題に包括的に取り組む仕組みづくりを進めていきます。
- ・子どもの権利保護のため児童買春や児童ポルノ等、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪の防止を図るとともに、子どもの人権意識を高めます。

### 2 子どもと若者の権利を守るための具体的な方法を検討します。

- ・すべての子どもが生命に対する固有の権利を有することを周知します。
- ・すべての子どもへ、暴力・犯罪から身を守る方法を指導します。
- ・人権オンブズパーソンの設置を検討するなど、子ども本人からの相談に適切に応ずる体制の充実を図ります。
- ・子どもの権利の確認と擁護の徹底に向けて、子ども権利条例の制定も視野に入れて検討会を設置します。

事業名	事業の内容(担当課)
学校における人権教育の推進	学校教育に対する地域社会からの信頼を得るために、教職員の人権意識を高めるための研修の実施、人権教育の推進のための資料の刊行を図り、教職員が児童生徒一人ひとりの個性を認め、共感的で、きめ細かな指導力を身に付けられるようにする。 (教育庁指導課)
中学生・高校生による健康づくりピア相談の実施	思春期特有の悩みを抱える同世代の仲間同士が、悩みや学んだ知識を共有しあえるよう、身近な相談の場を設ける。 (児童家庭課)
中核地域生活支援センター事業の実施	子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、民間サイドの福祉サービスの拠点となる「中核地域生活支援センター」を設置し、一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。 (健康福祉政策課)
子どもの人権条例及び子どもの参画を検討する事業	子どもの権利の保障のための人権条例の制定、子どもの参画の方法について検討を行うために健康福祉千葉方式により公募を含む委員を選任した上で専門部会を設置し検討する。 ・子ども人権条例策定専門部会 ・子ども参画策定専門部会 (児童家庭課)

人権オンブズパー ソンの設置検討	子どもの人権保護に関する行政機関に対する苦情処理や、行政活動の監視・告発などを行うオンブズパーソンを設けることを検討する。  (児童家庭課)
子どもが、自らの生命、身体、権利に対する侵害から逃れる術を身につける事業	すべての子どもたちへ、子どもへの暴力・犯罪から身を守る方法を指導する。  (児童家庭課、教育庁、学事課)

## コラム

### 子ども・若者を社会の主人公に

千葉大学教育学部教授 宮本 みち子

社会に関心をもつ若者が非常に少なくなっている。その結果、若者の発言がないまま諸政策が決められ、それが彼等の将来に重大な影響を及ぼすかもしれないのに当事者は無力のままである。人口が少子高齢化するほど、若い世代の発言力は小さくなっていくのだから、世代間の公平をはかるには、若い世代の発言権を強化する必要がある。国際的にみると、1980年代から90年代にかけて、「若者の社会参画」は重要なテーマとなってきた。とくに日本と同様に若者の社会離れ・政治離れが進んだ先進諸国では、そのことが社会の根底を揺るがす重大な危機と見るようになった。これを打開するには、若者を社会の一員として位置付け、あらゆる分野で意志決定に参画させ、彼等の声が反映される環境条件を整える必要があると認識されて、その取り組みが続いている。それは積極的シティズンシップ(市民性)と呼ばれている。

北欧諸国は、国・地方自治体で、若者の社会参画への取り組みが非常に進んでいる。ヨンショーピンという人口12万人の自治体がある。そこでは1995年に第一次若者行動計画が策定されたが、子ども・若者の意志決定への参画が重要な目標となった。その精神は、策定作業の段階から実行に移された。地域の活動グループは、子どもと若者に接触し、「あなたにとってこのコミュニティで一番大切なものは何ですか?」と質問する活動を、保育所から大学、青少年センターまで、あらゆる年齢層に対して行なった。その後、若者行動計画が規準となって各所で改革が進行し、子どもや若者の影響力が強くなった点で、若者行動計画は、「生きた文書」になったと評価されている。なによりも、若者が意志決定のプロセスに参画して影響力をもつことを、大人たちが当然と考えるようになり、若者の声に耳を傾けるようになったことが、最大の成果だったといわれている。

## 子どもと若者の参画

### (現状と課題)

従来、子どもは社会的弱者として、養育、擁護の対象とされ、保育所、児童養護施設等による児童福祉施策が行われてきました。また、一方で、子どもの教育を受ける権利を実現するため、学校教育制度が整えられてきました。

このように子どもを対象とした事業は、数多く実施されてきましたが、子ども自身の声が子どもの施策づくりに反映されるような、積極的な仕組みは設けられていませんでした。

子どもたちが、十分に意思形成できるよう、あらゆる場面を利用して、子どもたち自身に関する情報を発信・提供する機会を設けることが必要です。

また、大人が子どもと対等な意識に立って子どもの意見に耳を傾けるとともに、子どもが自らの意見を率直に表明できる機会を設けることなどにより、次世代育成支援の当事者である子どもの意見を具体的な施策に反映させる仕組みづくりが課題となります。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 子どもへの情報提供を進めます。

- ・子どもたちが理解しやすい情報がいつでも入手できるよう、環境を整備します。  
子どもたちからの質問に答えられるよう、日ごろから、子どもの意識に立った対応を心がけます。

#### 2 子どもや若者の意見・意思の反映を進めます。

- ・子どもや若者を対象とした計画の策定や具体的施策づくりにあたっては、子どもや若者の発達段階に配慮しつつ、参加・参画を進めます。
- ・子どもや若者の意見を、積極的かつ継続的にくみ上げるルール作りを進めます。
- ・「子どもの自治活動」を支援していくとともに、社会が子どもの意見や人権を尊重する意識の醸成を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
子ども向け情報の発信事業の充実	県政に対する子どもの興味を喚起し、理解を深めるため、子どもに対するホームページを拡充する。 (児童家庭課、県庁各課)
子ども・若者が自らの意見を発表する事業の実施	子どもが、自らの意見や情報を同じ子どもたちに、さらには行政や一般社会に対し、広く表明する場を設ける。 (児童家庭課)
子どもの人権条例及び子どもの参画を検討する事業の実施 (再掲)	子どもの権利の保障のための人権条例の制定、子どもの参画の方法について十分に検討を重ねるために健康福祉千葉方式により公募を含む委員を選任した上で専門部会を設置し検討する。 ・子ども人権条例策定専門部会 ・子ども参画策定専門部会 (児童家庭課)

## コラム

### 子どもの発見・子どもの参加・参画

NPO法人 子ども劇場千葉県センター理事長 岡田 泰子

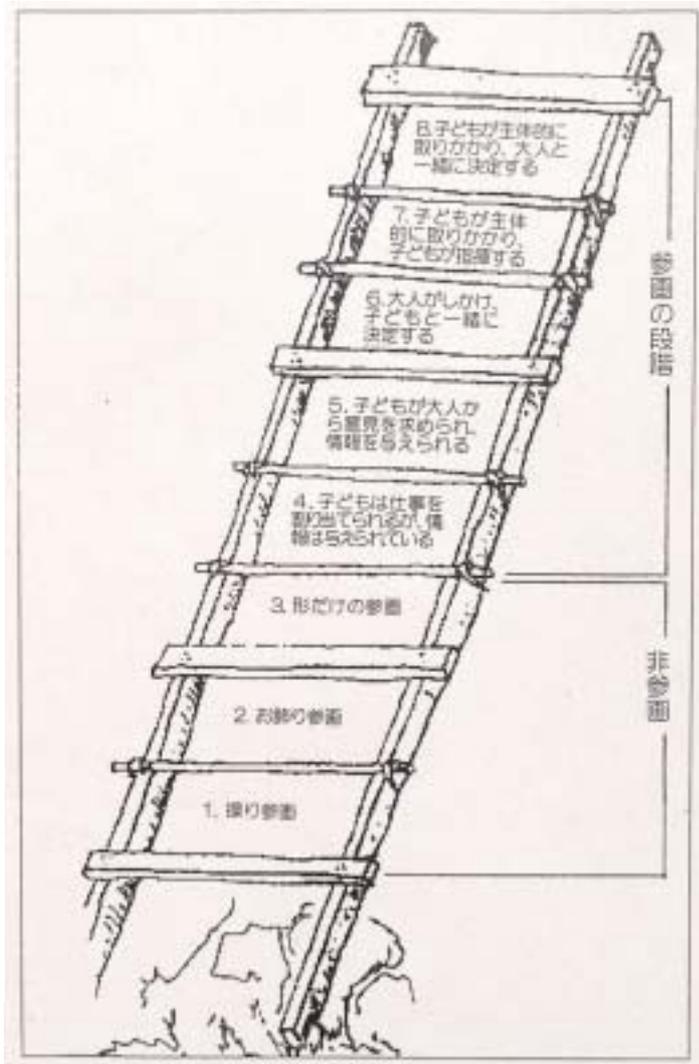
コミュニティづくりへの「子どもの参画」の重要性を提唱しているロジャー・ハート氏は、著書『子どもの参画』の中で「参画の階段」を図で著している。

例えば、「子どもがつくる広場や街」「子どものキャンプや合宿」「子どもの表現」「子どもまつり」など、子どもの活動の現場では、プロセスこそ大事で、そこに関わるファシリテーターとしてのおとなの関わり方、あり方の議論や見直しが日常的におこなわれている。おとな自身もパーフェクトな存在ではないので、状況や情報を子どもとできるだけ共有すること、ファシリテーター（材料、人材、資金、資料などを子どもたちに知らせ、子どものちからを引き出す人）同士の学習、交流が大切である。また、ファシリテーターの中に、ついこの前まで子どもだった若者が参加していることは、活動の魅力を増すのではないだろうか。

（はしごの上段に行くほど子どもが主体的に関わる程度が大きいことを示す。しかし、これは子どもたちがいつも彼らの能力を出し切った状態で活動すべきであるということではない。むしろおとなのファシリテーターが子どもたちのグループが、自分たちの選んだどのレベルでも活動できるように状況をつくりだせるようにするためのものである。子どもたちは、別のプロジェクトでは別のレベルを、あるいは同じプロジェクトでも段階によって異なるレベルを選ぶかもしれない。）

出典『子どもの参画』 コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際

ロジャー・ハート[著]  
木下 勇・田中 治彦・南 博文  
[監修]  
IPA（子どもの遊ぶ権利のための国際協会）日本支部訳  
（萌文社 2000年）



## 2 健康でいたい

すべての子どもたちの心と体の健やかな成長が守られるよう、住んでいる地域で適切な医療サービスを提供する小児医療体制の整備を望みます。

### (1) 子どもの健康

#### (基本的な考え方)

子どもが心身ともに健やかに成長・発達し、愛情に包まれた生活が送れるよう支援します。

#### 子どもの健康の増進

##### (現状と課題)

子どもの心や身体の健康については、市町村や保健所において実施される乳幼児健康診査や健康相談、健康教育等において支援されてきましたが、1歳6か月児健康診査の受診率91.1%(平成15年度)、3歳児健康診査の受診率87.3%(同)と、約1割が健康診査を受診していない状況です。今後は利用者の立場に立った、よりきめの細かい支援体制を組み、受診率の一層の向上を図っていくことが重要な課題となってきています。

また、3歳児健康診査以降就学前までの間にある幼児については、健康診査の機会がないため、健康状態や養育状態の把握が困難な状況にあり、これら幼児に対する健康診査の機会の拡充が必要です。

##### (施策の方向と具体策)

#### 1 乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上を図ります。

- ・乳幼児健康診査の内容や実施体制を更に検討し、子どもの健康上の問題を早期に発見し、適切な療育につなげる機能の充実を図るとともに、親子の心の相談機能、親の育児力の形成や育児中の親の交流の場としての機能も充実させます。なお、歯科検診についても第一大臼歯の虫歯予防や歯科疾患に係るハイリスク児童への適切な対応を推進するよう努めます。
- ・乳幼児健康診査の未受診者への対応については、保健師のみならず地域の人的資源を活用して訪問を進め、受診もれ、対応もれがないように関係機関の連携を図ります。

#### 2 特に療育の必要な子どもへの継続的な支援を行います。

- ・慢性疾患等により長期の療養生活を送る子どもとその親に対して、専門家による相談会や研修会などにより、療養生活上の知識や新しい情報の提供を図ります。
- ・母子保健担当課、保育所、幼稚園等、子どもの養育に関わる機関の連携を強化し、心や身体に問題を抱える親子に対して一貫した支援を提供できるように努めます。

事業名	事業の内容(担当課)
乳児健康診査事業の実施	疾病・異常の早期発見・早期対応(治療)とともに育児支援、健康推進の援助・助言を行う。 医師・保健師・栄養士・心理相談を担当する者などがチームで担当する。 (児童家庭課)
1歳6か月児健康診査事業の実施	疾病・異常の早期発見・早期対応(治療)とともに育児支援、健康推進の援助・助言を行う。 医師・歯科医師・保健師・栄養士・歯科衛生士・心理相談を担当する者などがチームで担当する。 (児童家庭課)
3歳児健康診査事業の実施	疾病・異常の早期発見・早期対応(治療)とともに育児支援、健康推進の援助・助言を行う。 医師・眼科医・耳鼻咽喉科医・歯科医師・保健師・栄養士・歯科衛生士・心理相談を担当する者などがチームで担当する。 (児童家庭課)
乳幼児健康相談事業の実施	乳幼児の健康の保持増進、身体的発育及び精神的発達並びに社会適応に関する相談を行う。 (児童家庭課)
先天性代謝異常検査等の実施	フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障害などの症状を来す心配があるため、新生児期に血液検査を行い、早期に発見、早期に治療を開始することにより、障害の防止を図る。 (児童家庭課)
母子専門相談(長期療養児健康相談事業、長期療養児療育指導事業、療育相談事業)の実施	将来、精神・運動発達面に障害を招来し、長期の療養を余儀なくされる恐れのある児童(自閉症やADHD、LD等の発達障害を含む)について、医師、保健師、臨床心理士等が集団指導や個別相談に応じることによって、障害を早期に把握し、児童の健全な発達を促進する。 (児童家庭課)
子どもの心の健康支援事業の実施	保育所、幼稚園、小中学校等に精神科医、児童カウンセラー等を派遣し、講習会の開催、相談・個別指導を実施する。 (児童家庭課)
母子関係職員研修事業(母子保健指導事業)の実施	母子保健関係職員の資質を向上するため、また、母子保健における推進員活動の意義を啓発し、母子保健の推進について協力を得るため、研修会を開催する。 (児童家庭課)
母子保健連絡協議会(市町村) 母子保健推進協議会(保健所) 母子保健運営協議会(県)の開催	母子保健施策の総合的かつ効果的な実施及び今後の母子保健施策のあり方について検討し、事業にいかすとともに関係諸施策との調整及び関係機関との連携を図る。 (児童家庭課)

## 食育の推進のために

### (現状と課題)

近年、子どもの生活習慣や食生活は大きく変化してきています。たとえば、毎日朝食を摂る幼児の割合は87%、おやつのお与え方を特に気をつけていない親の割合は44%(平成12年幼児健康度調査)のように、子どもの食生活習慣の確立にあまり関心を持たず、子どもが欲しいときに欲しいものを与えるという親が目立ちます。

このような状況の中、国においては、「食を通じた子どもの健全育成( - いわゆる「食育」の視点から - )のあり方に関する検討会」の報告書がまとめられ、平成16年2月には食を通じた健全育成のねらい及び目標が示され、現在、食育に関する法制度の整備が検討されているところです。

一人ひとりが「食」について学び、考え、判断し、行動できるようにするためには、関係機関、生産者団体、流通関係者、消費者団体、教育関係団体など様々な分野の協力がが必要です。また、学校、家庭、地域など様々な場所で「食育」を進め、子どもが食の大切さに気づき、主体的に食を選択できるような判断力を育てるとともに、子どもを地域の伝統的な食文化の継承者として育成していくことも重要です。

また、柔らかさを嗜好する食生活や調理済み食品の増加により、子どもの噛む力が弱くなり、言葉や脳の発達などへの影響が懸念されます。

そこで、噛む力を育てることで、摂食・嚥下機能の発達を促し、豊かな生活を送ることができるよう支援する必要があります。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 子ども一人ひとりの成長発達段階に応じた「食べる力」を育みます。

- ・親や食育関係機関に、食に関する知識や技術を積極的に提供し、子どもの心と身体の健康を保持するための知識の普及を進めます。
- ・発達段階に応じて噛む力を育て、摂食・嚥下機能の発達を支援し、良い食習慣を持たせるよう、乳幼児を持つ親や保育所・幼稚園・学校関係者への研修・啓発を進めます。
- ・学校給食への地域の特産物や郷土料理の積極的な取り入れを促進します。
- ・例えば、「家族で食事をする日」を設けるなどにより、家族が集い、ともに食事をする事の大切さについて意識啓発に努めます。

#### 2 農業体験や郷土料理教室など家庭・学校・地域で連携して「食べる力」(生きる力、命の大切さ)を育む環境を整備します。

- ・保育所や幼稚園において、農作物の栽培や調理の体験を通じて、食べ物への関心や食べる意欲を高めます。
- ・「食育ボランティア」の活動を推進し、農業体験、食品製造工場見学、郷土料理教室、親子料理教室など、多様な体験の場を創出します。

事業名	事業の内容(担当課)
ちば食育活動促進事業の実施	「食育」を推進するため、推進体制の整備、シンポジウムなどによる啓発、学校教育や地域で郷土料理などの調理実習や農業体験の受け入れなどを行っている「ちば食育ボランティア」の活動促進などの事業を実施する。 (農林振興課)
農産物「千産千消」拠点モデル事業の実施	県内教育事務所単位に、管内農産物の生産情報の提供と管内生産者・団体の食育への取組みとの連携を図り、地元農産物の給食への利用を促進する。 (農林振興課)
小・中・高校生等農業体験受入支援事業の実施	農業・農村や農産物生産についての理解を高めるための宿泊農業体験を次の世代を担う小・中・高校生などを対象に、土・日や夏休みを利用して実施する。 (農業改良課)
若年者健康づくり推進事業の実施	若年者の健康づくりを推進するため、中・高生及びその保護者を対象に食生活改善のための啓発、調理実習を行う。また、「骨ス力防止キャンペーン」として、養護教諭、栄養士等の食育指導者の研修会を実施するとともに、高校生女子を対象に骨密度測定を行い骨粗鬆症予防の啓発普及を図る。 (健康増進課)
カムカム歯ッピースクスクちばっこ事業の実施	乳幼児の発達段階に応じた噛む力を育て、良い食習慣を身につけるため、妊産婦や乳幼児を持つ母親向けのリーフレットを作成し、市町村での両親学級や乳幼児の健康診査を通じて配布・活用するとともに、市町村の歯科保健担当者及び保育所保育士等に対する研修を行い、相談・指導体制の強化を推進する。 (健康増進課)
保育所における食育に関する取組の推進	保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について(16.3.29厚生労働省保育課長通知)により各保育所が保育計画等に食育の計画を盛り込む。 (児童家庭課)
心の教育と食育推進事業の実施	「心の教育」と「食の教育」の振興策について、それぞれ調査研究を行い、食と心の啓発用リーフレットの配布や、「指導事例集」を各学校に提供することで、食に関する教育と心の教育のそれぞれの充実を図る。 (教育庁指導課・学校保健課)
「親と子の育ちの場」推進事業の実施	周囲に子育てに関する相談相手のいない保護者や、日ごろ子どもと接する機会が少ない保護者がもっと子育てに関わり、子供と豊かな関係が持てるようになるための場を提供する事業を実施する学校法人立幼稚園に対して補助する。 子育て相談事業、子育て講演会・講座等開催事業、子育て交流事業及び子育て情報提供事業等の中で、食育に重点をおいた事業に対しても補助する。 (学事課)
田園自然環境保全・再生支援事業の実施	農村の貴重な財産である「自然」を活用して、様々な人々がふれあう美しい農村づくりのため、地域の身近な自然環境の保全・再生活動(田んぼの学校)を支援し、自然とのふれあいを通じた子どもたちのゆとり教育の実現や、農業に対する理解の増進を図る。 (耕地課)

免許法認定講習(栄養教諭)の開催	学校栄養職員を対象に、栄養教諭免許状取得のための講座を開催する。 (教育庁教職員課)
季節の素材を用いた行事食・郷土料理教室等の開催	房総の各地に伝わる郷土料理などについて、素材に関する知識を学びながら製作体験する。 (教育庁文化財課)
千葉の食文化まるごと体験事業の実施	千葉の食文化講習会・魚介類の採集捕獲体験・郷土料理等の映像記録制作等を実施する。 (教育庁文化財課)

## コラム

### 食育と咀嚼(しっかりかむこと)

歯科医師 食育ボランティア 千葉県歯科医師会理事 松田 一郎

最近の研究から、よく咀嚼することが口腔環境等を通じて心身の発育や全身にたいへんよい影響があることが、わかってきた。

まず、よく咀嚼することは唾液(つばき)の分泌を促す。唾液には消化や殺菌作用などいろいろな働きがあるが、中でも面白いのは、成長促進作用があることが近年解明された。これは、小児期のみならず成人の老化を遅延させることも期待できる。もちろん、う蝕や歯周病に対する抵抗力も向上させる。それから、咀嚼時に働く筋肉が頭蓋骨をわずかに動す。これによって脳の血流が増加することもわかっている。脳の発育や活動にも当然関係していて、健全な精神を養うことにつながるものと思われる。

(歯並びの問題、う蝕の放置、嚥下障害等のために、咀嚼機能が低下している場合は、歯科にお任せを。)

ではよく咀嚼するためには、どうしたらいいのか。やわらかく粘着性のある食物は、咀嚼しなくてもある程度の流動性をもちながら一塊になりやすく、反射によってすぐ飲み込んでしまう。これに対して「歯ごたえ」がしっかりしている食べ物は、時間をかけて充分咀嚼して唾液と混ぜなければ、飲み込めない。このような食物を選ぶことこそが、よく咀嚼する事を実現する。さらにこのような食生活は、家族一緒の食事と会話を活性化させる可能性を秘めており、食育を行うチャンスを与えてくれると思われる。

最後に、食育の実施は、少子高齢化の現在の日本をいろいろな面から新生させるものと期待する。そしてそのサポートを「咀嚼」はしていけるものと歯科医師として認識している。



絵：つるみ しおり

## 小児医療体制の充実

### (現状と課題)

本県の平成 15 年の 15 歳未満人口は約 84 万人で、全人口に占める割合は 13.8%と年々減少を続けています。このような状況の中、小児救急患者は、夜間・休日急病診療所等による初期救急医療体制により、約 9 万 7 千人が受診しており、これは全年齢の患者数の 6 割にあたり、患者数は毎年約 1 万 2 千人ずつ増加しています。

この要因としては、共働き夫婦の増加により家庭で子どもの異常に気づくのが遅い時間帯になっていること、核家族化に伴い子どもの健康に関する祖父母等の経験と知識が生かされていないことなどが考えられます。

国では、21 世紀の母子保健を推進する国民運動計画「健やか親子 21」における小児保健医療の維持・向上のための環境整備について、平成 14 年 7 月に小児救急医療体制の整備指標を示し、平成 22 年(2010 年)までに初期・二次・三次小児救急医療の整備水準を 100%としています。

現在、県の小児科医の数は人口 10 万人に対して 8.9 人であり、全国平均 11.4 人に比べて低い状況です。少子化や小児医療の不採算性等により、小児科医、小児科部門は減少傾向となっており、救急医療体制を含め小児医療体制の充実は重要な課題となっています。

また、小児慢性特定疾患治療研究事業は、慢性疾患のある子どもの家族の医療費負担軽減に役立ってきましたが、今後、患者家族のケア(患者家族に必要な知識や技術を伝えて将来の不安を軽減することや、状況を受け入れることができるよう支える。)を図ることや、慢性疾患のある子どもの教育や就職等の社会参加を支援することが課題となっています。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 子どもの病気について、保護者への情報提供を進めます。

- ・子どもの病気について保護者へ情報提供するとともに、小児救急電話相談体制を整備し保護者の不安感の軽減と救急医療の負担を軽減します。
- ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及を図ります。
- ・子どもの医療費助成制度に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。

#### 2 小児医療体制を充実させます。

- ・休日及び夜間に比較的軽症な小児救急患者の診療を行う小児初期急病診療所に対する運営費補助事業を実施します。
- ・二次医療圏単位で小児科を置く病院が輪番制で重症の小児救急患者を受け入れる小児救急医療支援事業を実施します。
- ・広域で小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院運営事業を実施します。
- ・千葉県こども病院で小児の三次救急医療を実施します。

- ・小児科医を増やすため、小児科医倍増計画に着手するとともに、必要な施策を国へ要望します。
- ・子どもを感染症から守るために、予防接種の市町村の相互乗り入れを促進します。

### 3 小児慢性特定疾患治療研究事業を推進させます。

- ・小児慢性特定疾患の研究を推進し、その医療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担軽減のため、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施します。

事業名	事業の内容（担当課）
小児救急医療体制の整備	<p>小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ、母子手帳別冊で広く情報を提供する。 （医療整備課・児童家庭課）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 初期救急医療体制（医療整備課） 広域を対象に、毎夜間・休日に小児救急患者を受け入れる小児夜間・休日急病診療所の運営経費に対し助成することにより、小児初期救急医療体制の整備を図る。</li> <li>2 第二次救急医療体制（医療整備課） 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。 小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次医療救急患者を受け入れる事業。 小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営事業。</li> <li>3 第三次救急医療体制（病院局・医療整備課） 県こども病院及び各地域の救命救急センターで、重篤救急患者を受け入れる。</li> </ol>
医療機能分化推進事業の実施	<p>事業実施地域ごとに運営委員会を設置し、かかりつけ医定着に向けての事業、紹介率の向上に向けての事業等を行う。 （医療整備課）</p>
小児救急医療・周産期医療実態調査等委託事業の実施	<p>子どもの急病時の対応についてのパンフレットの配布等を県医師会等に委託する。 （医療整備課）</p>
小児救急電話相談事業の実施	<p>夜間等において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医が対応し、適切な助言及び指示を行う事業を県医師会等に委託する。 （医療整備課）</p>
小児慢性特定疾患治療研究事業の実施	<p>児童の慢性疾患は、治療が長期にわたるため、国で定めた11疾患群について治療研究を推進し、その医療の確立・普及を図るとともに患者家族の医療費負担の軽減を図る。 （児童家庭課）</p>

特に医療を必要とする子どもへの医療の給付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未熟児養育医療（未熟児）</li> <li>・身体障害児育成医療（身体に障害を残すおそれのある疾病で確実な治療効果のある手術等）</li> <li>・結核児童療育医療（結核で入院治療を要する場合）</li> </ul> <p style="text-align: right;">（児童家庭課）</p>
乳幼児医療対策事業の実施	<p>乳幼児医療のうち、法令等に基づく医療給付を受けられない医療について、一定の条件の基に医療費助成を行い保護者の負担の軽減を図る。</p> <p style="text-align: right;">（児童家庭課）</p>
医療助成等の情報提供の推進	<p>医療助成事業について、ホームページや子育て情報誌、母子手帳別冊などで情報提供する。</p> <p style="text-align: right;">（児童家庭課）</p>
予防接種の市町村相互乗り入れの促進	<p>子どもを感染症から守るために、予防接種の市町村の相互乗り入れを促進する。</p> <p style="text-align: right;">（健康増進課）</p>



絵：たかす みさき

### 3 社会で生きる力をつけたい

私たちは、多様な文化が共生する成熟した社会の一員としての責任を自覚し、生涯にわたり心身がともに健康であるとともに、個性を伸ばし、ライフスタイルに応じて自己実現を達成したいと願っています。

そのためには、家庭や地域から世界へと広がる広い視野を持ちながら、他者を思いやる温かい心、望ましい社会性や倫理観、さらには地域社会や環境に主体的に働きかけていく力など、社会生活を送る上で必要とされる基本的な能力を身に付けたいと思います。

#### (1) 自立する力の育成

##### (基本的な考え方)

子どもが「自ら学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する能力」や「他人を思いやる心、たくましく生きるための健康・体力や精神力」といった生きる力を身に付け、自立した社会の一員として成長することができるよう地域とともに支援します。

##### 就学前の子どもの教育・保育の充実

###### (現状と課題)

就学前児童は、主に保護者の働き方により、幼稚園（全就学前児童数の29.9%）、保育所（同19.5%）、家庭での保育（同50.6%）と分かれています。幼児期は人間形成の基礎が培われるとても大事な時期であり、自分に責任を持ち、他人を思いやることができる心をはぐくむ教育など、幼児教育の一層の充実が求められています。子どもたちの置かれている状況に関わらず、全ての子どもたちが教育を受けることができるための施策を一層充実させる必要があります。

また、女性の社会進出や雇用・就業形態の多様化の進展により、就学前の児童にかかる教育、保育の社会的需要は質・量ともに増大しています。

このため、幼稚園における預かり保育等の子育て支援の推進、保育所における待機児童の解消、多様な保育サービスのより一層の充実、病気回復期の一時預かり等を推進し、保護者が必要なときに、必要なだけの、質の高い保育サービスを受けることのできる体制を確保する必要もあります。

さらに、幼稚園と保育所の特徴を生かし、多様な教育・保育を提供するために職員資格や施設の共有などの連携の強化を進めるとともに、就学前の教育・保育から小学校へつなげるための連携を図ることも重要な課題となっています。

##### (施策の方向と具体策)

1 幼稚園、保育所の特徴を生かした教育・保育の充実と併せ、幼保小の連携、総合施設のあり方の検討を行います。

・「千葉県幼児教育振興プログラムの指針」を参考に市町村での「幼児教育振興プログラム」の作成を支援します。（内容：幼稚園教育の振興、ティーム保育、教員・保育士の

資質の向上、教育環境の充実、子育て支援の充実、幼保小の連携の推進等)その際に、就学前の幼児教育、保育の充実のための支援が円滑に行えるように関係機関の連携を図るとともに、市町村における私立幼稚園の窓口の明確化を図るよう提案します。

- ・就学前教育・保育のあり方に関する検討委員会を設置します。
- ・幼稚園、保育所、小学校の合同学習(保育)や職員の合同研修を行うなど相互の連携を推進します。
- ・総合施設のあり方について検討を行い、導入の可能性について研究します。
- ・良好な教育・保育環境を確保するため、私立幼稚園への助成を充実します。(職員配置クラス数、施設、設備等)
- ・幼稚園教員の研修等の充実を図り、教員の資質及び専門性の向上を図ります。
- ・子どもの心の健康をサポートするため、スクールカウンセラー、保育カウンセラー等専門家による相談を推進するとともに、現場職員のカウンセリング能力の向上を図ります。
- ・幼稚園において親の就労に合わせた預かり保育など、柔軟なサービスを提供します。
- ・就学前の在宅の親子の育ちを地域における子育て支援の拠点を中心として、幼稚園や保育所など地域全体で支援します。

事業名	事業の内容(担当課)
「千葉県幼児教育振興プログラム」の指針の作成	幼稚園・保育所・家庭・地域が十分な連携を図り、幼児の望ましい発達を促すよう幼児教育の環境を整備するため、望ましい幼児教育のあり方について指針を示した。 (教育庁指導課)
私立学校経常費補助の実施	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対して補助する。 (学事課)
預かり保育推進事業の実施	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園に対して補助する。 (学事課)
子育て支援活動推進事業の実施	保護者に対する教育相談事業、幼児教育に関する各種講座の開催及び地域の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供し、援助する事業を行い、幼稚園の施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人に対して補助する。 (学事課)
「親と子の育ちの場」推進事業の実施(再掲)	周囲に子育てに関する相談相手のいない保護者や、日ごろ子どもと接する機会が少ない保護者がもっと子育てに関わり子どもと豊かな関係がもてるよう、私立幼稚園において「保護者自身が成長する場」を提供する事業を実施する学校法人に対して助成する。 (学事課)
学校と幼稚園・保育所の連携推進モデル事業の実施	幼稚園・保育所・小学校のより一層の連携を推進する。 1 幼稚園・保育所・小学校連絡協議会の開催による連携方策の研究 2 幼稚園・保育所・小学校合同研修会の開催 3 教員・保育士の相互授業・保育参観 4 ティーム保育、ティーム・ティーチングによる保育、授業参加 (児童家庭課・学事課・教育庁)

総合施設に関する 検討会議設置運営 事業の実施	総合施設の本格実施に向けて、教育・保育内容や施設のあり方などに関する検討を行うため、検討会議を設置する。  (児童家庭課・学事課・教育庁)
ブックスタート推 進支援事業の実施	乳幼児検診など、親と子どもが集まる機会を利用し、司書・保健師等が連携・協力して、幼少期からの本との接し方に関して助言したり、読み聞かせなどを実施するブックスタート事業等を支援する。  (児童家庭課、生涯学習課)

## コラム

### 新しい時代の保育所、幼稚園、総合施設の役割

子どもの発達には、子ども自身が主体的に環境にかかわる遊びや生活を通じて、そこでの経験を内面化することによって初めて達成されるものである。保育とは環境を通じての総合的、相互的な活動であるといわれることは、そのことを意味している。しかし、近年、少子化、都市化、核家族化などが進み、子どもたちの育つ環境、人的、物理的、時間的な関係空間が急速に衰弱化している。地域のすべての子育て中の家庭への支援が必要になっている理由である。

こうした現状を踏まえ、子どもたちに必要な「生きる力」の基礎となる「自己充実感」、「自己達成感」の喜びを、生活や遊びの中で実感させるように援助することが、保育所や幼稚園、そして地域によってはこれから作られるであろう幼・保を一体化した「総合施設」に強く求められている。そして保護者とは、子育ての課題をともに考え、解決する努力を共有するような共感的関係が求められるものである。

具体的には、保護者の願いを入れながら、連携・協力しながら近年家庭だけでは得にくい子育て環境を補うために、「異年齢混合保育」、「小・中・高校生とのふれあい交流事業」、「地域のさまざまな人々の保育への参加」、「自然やさまざまな事物との直接的な触れ合い体験活動」、「体力・健康増進のための諸活動」などが用意されることが必要であろう。地域に広く開かれた保育所や幼稚園、そして総合施設を拠点に、子どもたちの権利が十分尊重されるような地域社会、まちづくりにかかわっていくことが、関係者のこれからの大きな役割であり、課題である。



絵：おのじま ななこ

## 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育

### (現状と課題)

子どもが自分で考えて行動したり、問題を解決する能力が低下し、親や教師からの指示を待つ傾向が強くなっています。

学校教育において、様々な体験や経験をする機会を設け、児童生徒の主体性を重視し、一人ひとりの可能性を伸ばすとともに、たくましく生きる力を育てることが必要です。

### (施策の方向と具体策)

- 1 乳幼児期から小・中・高に至る教育において一貫した体系づくりを進めます。
  - ・教育機関の中で一貫した教育プログラムの体系をつくり、児童生徒を次代の親として育成します。
  - ・生命の育ちに寄り添い、共感する経験を関係教科の授業を通じて行います。
  - ・学習指導要領に基づいて、児童生徒の発達段階や受容能力に配慮した健康を守る性教育を行う体制を整備します。
  - ・障害を理由に分けられることなく、小・中学校等の通常の学級でも特別な教育的ニーズに合わせた教育ができるようにしていきます。
  - ・メディア・メディアリテラシー教育（次頁「コラム」参照）の充実を図り、身の回りに氾濫する膨大な情報の価値を的確に判別し、メディアによる情報の比較や批判的に読み解く力を身に付けさせます。
  - ・学校教育で、外国語（特に英語）教育の推進、青少年教育施設の活用、もの作りに視点を置いた教育の充実を図ります。
  
- 2 教職員の指導能力の向上を図るとともに、地域の教育力を活用しながら、より幅広くきめ細やかな教育を充実します。
  - ・教師が自ら進んで地域との関わりをもち、地域の力を教育に取り込みます。
  - ・正面から向き合っ子ども気持ちの聞き、子どもの心を大切に、ともに考える信頼関係を築きます。

事業名	事業の内容(担当課)
地域の教育力の活用の促進	児童生徒一人ひとりの個性を生かす多様な教育活動を展開するため、優れた知識・技能を持つ社会人を教科の一部を担当する特別非常勤講師として配置し、その活用を図る。 (教育庁指導課)
「千葉県幼児教育振興プログラム」の指針の作成	幼稚園・保育所・家庭・地域が十分な連携を図り、幼児の望ましい発達を促すよう幼児教育の環境を整備するため、望ましい幼児教育のあり方についての指針を示した。 (教育庁指導課)
児童生徒の悩み相談体制の充実	スクールカウンセラーの配置 相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを中心に中学校及び高等学校に配置する。(平成17年度に公立中学校全校配置予定) (教育庁指導課)

「いつでも授業参観」事業の実施	継続的・計画的に、全教職員が相互に授業公開をし、さらに学校種を越えた小・中・高等学校等の相互の授業公開を実施する。また、保護者等が授業参観できる期間を設け、開かれた学校づくりの推進を図る。 (教育庁指導課)
教育相談事業の実施	教育上の様々な問題について、本人、保護者、教職員に対し、カウンセリング、遊戯療法、心理劇等の臨床心理的立場から、支援・援助を行う。 (子どもと親のサポートセンター)
豊かな体験活動推進事業の実施	子どもたちが豊かな人間性や社会性などをはぐくむために、様々な体験活動を充実させることが重要であることを踏まえ、「豊かな体験活動推進地域」及び推進校を指定し、小・中・高等学校における豊かな体験活動の円滑な展開に資する。 (教育庁指導課)
キャリア教育実践プロジェクト事業の推進	中学校を中心とした職場体験・インターンシップの5日間以上の連続実施や、学校におけるキャリア・アドバイザーの更なる活用など、地域の教育力を最大限活用し、キャリア教育の推進を図る。 (教育庁指導課)
確かな学力形成のための実践研究事業の実施	14年度以降の「学力向上フロンティア事業」「学力向上アクションプラン」の成果等を踏まえ、さらに「確かな学力」の定着・普及のため、地域の実情や課題に即した取組として実施する。 (教育庁指導課)

## コラム

### メディア・リテラシー教育

八千代わかば幼稚園 園長 藤澤 彩

現代の子ども達は、生まれた時から、テレビや携帯電話、ゲーム、パソコン、雑誌、新聞等の活字も含めて様々なマスメディアにさらされている。それに比して、生命の大切さや自然との触れ合いを実感するような生身の実体験が激減し、電子メディアがコミュニケーションの主たる媒体となり、子ども達の心の発達に大きな影響を与えている。現代のメディアは、メディアミックスと言われるように複合的であり、子どもたちは気づかないうちに消費社会に引き込まれている。

「メディア・リテラシー」とは、1.メディアを主体的に読み解く力、2.メディアにアクセスし、活用する力、3.メディアを通じ、コミュニケーションする能力を構成要素とする複合的能力を指す。(総務省, 2000)メディア・リテラシー教育は欧米では20年以上前から学校教育で取り上げられてきた。日本では近年、中・高等教育を中心に関心が高まっているが、幼児や小学校低・中学年での取組みはまだ少ない。

幼児向けのテレビの番組には暴力的なシーンが含まれていることも多く、幼児期から小学校低学年にかけてはまだ現実と空想の世界への理解が曖昧で、ヒーローに同一化したり、遊びの中に攻撃性が増すこともあり、暴力的番組を子どもが視聴した後に親や先生が適切なアドバイスを与えることにより子どもの攻撃性を減少させるという研究もある。学校等の教育機関だけでなく、幼いころより子どもの身近な家庭の中でも実践する必要がある。様々なマスメディアに対するメディア・リテラシーを身につけることは、子ども達が「メディア社会を生きる力」を育成することである。

(参考文献)総務省(旧郵政省)(2000)「放送分野におけるメディア・リテラシーに関する調査研究会」報告書、無藤ら(2001)「家庭におけるメディア教育の研究」放送向上委員会

## 学校と地域の連携

### (現状と課題)

地域に対して閉鎖的と言われている学校が、地域に開かれた学校となり、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら一体となって教育力を高める努力をすることが必要です。

児童生徒が地域の中で様々な体験学習をする上で地域の資源や力は不可欠であり、これらの協力を得ながら事業展開していますが、今後、より一層の学校教育の充実を図るとともに、余裕教室の開放や教職員と地域住民が教育に関する様々な課題について意見交換を行い学校運営に反映させるなど、学校と地域が連携を深めることが重要です。

### (施策の方向と具体策)

1 学校教育に地域住民の意見を取り入れながら地域に開かれた学校づくりを目指すとともに、学校、家庭、地域社会がお互いに手を携え、補い合いながら、地域ぐるみで子どもたちの成長を支えていきます。

- ・学校を核として県内 1000 か所に設置したミニ集会や学校評議員制度の積極的活用を図ります。
- ・地域に信頼される学校づくりを実現するため、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させるコミュニティ・スクールの設置を支援します。
- ・地域で支える教育の実践交流や情報提供、研修機会を作ります。
- ・県立学校施設の開放を推進するとともに、市町村立学校施設についても開放を促進するよう働きかけます。
- ・学校・家庭・地域社会が互いに手を携え、互いに補い合いながら地域ぐるみで子どもたちの成長を支えていくため、学校の外部評価を推進します。
- ・学校図書室と公共図書館が、蔵書情報を共有化する事業を推進します。

2 地域の力を活用し、学校等の場所で子どもたちが様々な体験、経験できる機会をつくります。

- ・NPO法人、子ども会等が実施する子どもが参加できる活動を充実します。
- ・自然学校の設立を推進し、県内各地の第1次産業従事者と協働して自然との共生を体験的に学ぶプログラムを作ります。
- ・都会の子どもが農村・漁村・山村で交流や体験をする機会をつくります。

事業名	事業の内容(担当課)
自然学校等設立推進事業の実施	自然学校の設立を推進するとともに、県内各地で展開している参加体験型観光に自然教育や環境教育、農林水産業等第1次産業教育、食育等を付加して、自然学校と位置付け、教育関係者はもとより癒しを求める都市部の方々へ情報発信し、交流人口の増大と地域の活性化を目指す。 (観光コンベンション課)

田園自然環境保全・再生支援事業の実施（再掲）	農村の貴重な財産である「自然」を活用して、様々な人々がふれあう美しい農村づくりのため、地域の身近な自然環境の保全・再生活動（田んぼの学校）を支援し、自然とのふれあいを通じた子どもたちのゆとり教育の実現や、農業に対する理解の増進を図る。 (耕地課)
小・中・高校生等農業体験受入支援事業の実施（再掲）	農業・農村や農産物生産についての理解を高めるための宿泊農業体験を次の世代を担う小・中・高校生などを対象に、土日や夏休みを利用して実施する。 (農業改良課)
林業普及指導事業の実施	県内に127箇所ある「教育の森」の利用を推進するとともに、県内の小中学校に配布するパンフレットの作成や指導者の育成を行う研修会を開催する。 (林務課)
漁業の担い手の育成	意欲と能力のある漁業者の育成を図るとともに、小中高校等で開催される水産教室に、地域の漁業リーダーである漁業士を派遣し、子どもたちの漁業体験学習の充実を図る。 (水産課)
学校を核とした県内1000か所ミニ集会の実施	県内の公立小・中・高・盲・聾・養護学校を単位に、学校、家庭、地域が連携した教育環境づくりを目指し、教職員、地域住民が自由に参加し、教育に関する様々な課題について本音で意見交換を行う。 (教育庁企画財務課)
県立学校における学校評議員制度導入のための実践研究の実施	保護者や地域住民の意見や提言を学校運営に組織的・継続的に反映させる制度化された体制を確立し、より学校と地域が連携を深め、開かれた学校づくりを推進するために、実践研究校を指定し、学校評議員制度導入のための研究を行う。 (教育庁企画財務課)
学校施設開放事業の促進	県立高校の学級減によって生じた開放可能な教室や体育館、グラウンド、文化施設等を学校の教育活動に支障をきたさない範囲で、地域における学びや地域づくりの拠点としてより一層活用できるよう、県民への開放を進める。なお、市町村立学校施設についても、学校は地域社会の中で重要な公共施設であり、地域コミュニティの拠点となることから、既存施設の活用等により開放を促進するよう働きかける。 (教育庁)
地域子ども教室推進事業の推進	学校の校庭や教室を活用して、安全で安心して活動できる子どもの居場所を設け、小・中学校を対象に、放課後や週末におけるスポーツや文化活動など様々な体験活動や地域住民との交流活動等を推進する。 (教育庁生涯学習課)

地域に関かれた学校づくり

千葉市立柏井小学校 笹原 悟

学校と地域との新たな関係作りは、すでに、日本のあらゆる地域で試みられている。多いのは、学校教育に地域の教育力の活用を図っていくという試みである。学習ボランティアという形で学習支援をお願いするのが一般的だが、最近では、安全上の問題から地域の方が学校のパトロールを行ったりする事例や地域に向けて学校を開く所も増えている。図書室を地域向けに開放したり、地域の行事に学校側から出て行ったりする形も広がり始めている。

過日、本校では、生活科の授業の一環として、地域のお年寄りを招いて、1年生が昔の遊びを教えていただいた。「竹とんぼ」や「羽子板」「お手玉」などお年寄りに教えていただきながら楽しんだ。このような交流の拠点として学校が果たす役割は、今後ますます重要になるものと考え。それは、生きがいを求めるお年寄りにも有意義な活動となるはずだからである。

地域にとって学校とは、子どもたちの健やかな成長を図る場所であるばかりではない。地域住民にとっても親子代々に渡って通った地域の財産、心の拠り所のようなものである。子どもたちの健全な育成には、学校や家庭の教育力に加えて、地域の教育力が不可欠である。学校の行事や地域の行事・祭りなどを通して、子どもたちという異なる年代の人との交流が図られ、それぞれの世代が子どもたちを大切にしているという気持ちが伝われば、子どもを生んで育てる地域の環境が整うことにつながるのではないかと考える。

昨今の、教育現場には多くの問題が山積しているが、今後、ますます進行するであろう少子高齢化社会に向けて、学校が地域の情報センターとしての機能を発揮し、子どもを核として、世代の違う地域の人々を結びつける働きができれば、地域の教育力の再構築も可能になるのではないかと考える。



絵：たけだ めぐむ

## いじめから子どもを守る

### (現状と課題)

学校内で起こっているいじめは、平成 15 年度では小学校 874 件、中学校 1,357 件、高等学校 51 件となっており、平成 7 年度のピーク時と比べると 3 分の 1 程度にまで減少し、平成 13 年度からは、約 2,000 件前後で推移しています。

各学校においては、自らの学校においてもいじめがあるのではないかという問題意識をもって、早期発見・早期対応に努めることが重要です。

いじめが行われる背景として、いじめる側に思いやりの心や他者の痛みを感じる心、善悪の判断、順法精神等が欠けている点があると言われています。

児童生徒にとって相談しやすい環境づくりに努めるとともに、心の教育の推進や学校の指導体制の一層の充実・強化に努め、継続していじめの解消に努めていくことが必要です。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 いじめに気づき、問題点を共有し、社会全体で解決に取り組みます。

- ・教育相談窓口の充実や全公立中学校、一部の高等学校へのスクールカウンセラーの配置等により、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・心の教育の推進や校内の指導体制の一層の充実・強化に努めるとともに、いじめ問題を、重大な課題として捉え、継続していじめの解消に努めます。

事業名	事業の内容(担当課)
「いのちを大切に するキャンペーン」 の実施	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組みを通して、児童生徒の生きる力や自分と他者とのいのちを大切にすることをはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等人権侵害は許されない行為である。」という意識を高める。 (教育庁指導課)
児童生徒の悩み相 談体制の充実	スクールカウンセラーの配置 相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを中心に中学校及び高等学校に配置する。 (平成 17 年度に公立中学校全校に配置予定) (教育庁指導課)

## 不登校、ひきこもりの子どもの支援

### (現状と課題)

平成 15 年度の公立小中学校の不登校児童生徒は、小学校 848 人、中学校 4,085 人で、平成 14 年度から 2 年連続で減少しているものの依然として 5 千人近くおり、課題となっています。

これに対応するため、不登校児童生徒の新しい居場所づくりの推進や児童の家庭へボランティアを派遣し、児童とのふれあいにより問題の解消を図るなどの事業を実施しています。不登校児童生徒の将来の社会的自立や学校復帰に向けて、教育支援センターの充実を支援することが重要です。

また、様々な要因によって社会的な参加の場が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている、いわゆる「ひきこもり」の状態にある子どもや若者の存在も社会的に問題となっています。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 NPO法人等と行政との協働により支援体制を整備し、不登校、ひきこもりの児童生徒のために学校以外の居場所をつくります。

- ・不登校などの悩みを抱えた児童・生徒や学生が地域での支えを受けて、社会で自立していけるようなシステム作りを検討します。
- ・各分野のNPO法人が、不登校児童生徒の受け皿となるような活動に取り組むよう促し、行政はそれら活動との連携を図ります。

#### 2 不登校、ひきこもりの児童生徒が相談できる体制の充実を図ります。

- ・NPO法人と連携した不登校、ひきこもり、非行の電話相談事業等について検討していきます。
- ・広域福祉圏単位で思春期外来とカウンセラー、相談員の設置事業に努めます。
- ・悩みをくぐりぬけた先輩親子と体験交流する機会や青年と対話コミュニケーションを広げる事業を促進します。

事業名	事業の内容(担当課)
ふれあい心の友訪問事業の実施	不登校児童の家庭に、児童福祉司の指導のもと、大学生等のボランティア(メンタルフレンド)を派遣し、児童とのふれあいを通じて心の問題の解消と、児童福祉の向上を図る。 (児童家庭課)
ハートtoハートリフレッシュセミナーの実施	県立青少年教育施設4か所を会場に、不登校児童生徒等に対して、野外体験や宿泊体験を通して、自主性を回復し、社会的自立を促す。 (教育庁生涯学習課)

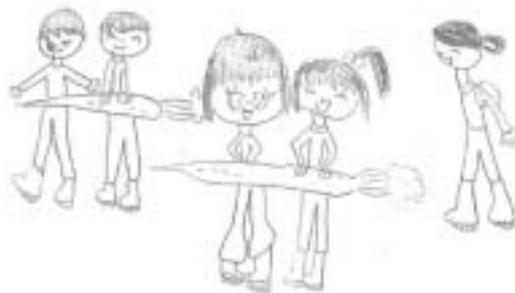
菜の花スクールモデル事業の実施	NPO法人等との協働により市町村が行う新しいタイプの居場所づくり事業や、県立青少年教育施設の一部を利用したNPO法人による新しい居場所づくり事業を支援するとともに、不登校児童生徒が将来の夢と希望をもち、個性・能力に応じた進路を見出せるような居場所のあり方について調査研究を進めます。 (教育庁特別支援教育課、生涯学習課)
スクールカウンセラー配置事業の実施(再掲)	教育相談窓口の充実や全公立中学校、一部の県立高等学校へのスクールカウンセラーの配置等により、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりに努めていく。(平成17年度に公立中学校全校配置予定) (教育庁指導課)

## コラム

### 子どもの“声を聴く”

NPO法人 子ども劇場千葉県センター理事長 岡田 泰子

おとなが誰でも悩むことがあるように、子どもも悩んだり不安になったりすることがある。NPOが1999年千葉で常設した、18才未満の子どものためのチャイルドラインには、5年半で15,000件の電話がかかってくる。だれかに聴いてほしいこと、誰にも言えない悩み、不安など、子どもたちが安心して心の内や気持ちをゆっくりと出せるよう「聴くこと」「受容と共感」をベースにした電話である。気持ちを一旦だしてこそ、子どもたちの中にちからがわいてくる。これまでの電話では、年齢層は小学生・中学生・高校生の順に多く、内容分類では、最も多いのが、学校生活での友人関係、思春期では性の悩みである。「ヒミツをまもる」ことが、子どもたちとの約束なので、連携している専門家、専門機関に相談したい場合も、子どもが自分発信できるように、受け手は情報をだすことまでしかやらない。一方、特定のことがら解決するために専門家に相談する電話も必要なことはいうまでもない。「大事にしてもらい、自分の大切さに気づく」縁側のような存在として、「電話」という手段は今、子どもたちにとって身近な存在になっている。いろいろな特徴のある「電話番号カード」が、対象とするすべての子どもたちの手に届き、子どもたちが選んでかけられるように、行政、学校、民間の連携、協力がなお一層必要である。



絵：やお はるな

## (2) 次代の親の育成

### (基本的な考え方)

子どもや若者に、学校や地域での様々な場を活用して、かつては多世代で構成する大家族の中で、親から子へ、子から孫へと世代を越えて、日常生活の中で自然に受け継がれ、培われてきた、生命の大切さや生命を育むことの喜び、家庭の果たす役割や意義などを伝え、次代の親を育てます。

### 生命の大切さや家庭の役割についての理解

#### (現状と課題)

少子化や核家族化の進行により、中・高校生や若者の身近に乳幼児など小さい子どもが少なく、乳幼児とのふれあいの機会が減少しています。

このため、学校や地域において、子どもたちが小さいときから、乳幼児と触れ合うことのできる機会を拡充するとともに、子どもを生み育てることの喜びや意義、生命の尊さ、小さい子どもをいたわる気持ち、生命の継承の大切さ、家庭の役割についての理解を深める取組みや教育を推進し、次代を担う子どもを育てることのできる親を育成することが重要です。

また、安心して子どもを生み育てることができる社会について、地域住民や関係者が参加してともに考える機会を提供することが必要です。

#### (施策の方向と具体策)

- 1 異年齢の交流機会を増やし、人とのつながりを大切にすることを育てます。**
  - ・授業の中に、子育て中の親子に参加してもらい、子どもたちと触れ合う機会を設けて子育て体験を実施するなど幅広い学習・体験をさせ、子どもを生み育てることの意義や喜び、子どもや家庭の大切さについて理解を深める取組を推進します。
  - ・核家族の中で、いろいろな年代と関わる機会が少ないため、中・高校生が乳幼児とのふれあい体験をする機会を提供します。
  - ・優れた知識・技術・技能等を有する地域の人々の教育力を生かした活動を推進します。
  - ・夏休みなどを利用した継続的な育児ボランティアの受け入れ場所の確保とその情報提供をします。
  - ・若い世代に向けて、子育ての意義等について積極的に広報や啓発活動を行います。
  - ・親子で参加できる教室や子育てについての講演会を開催します。
- 2 男女が対等の立場にたって、相互協力のもとに、子育てについて親の有する責任を果たせるよう、地域全体で支えあう意識づくりを推進します。**
  - ・男女共同参画社会に対する理解を深め、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に子育てに責任を持ちながら、その喜びを分かち合えるような家族を、地域、職場、学校、さらには社会全体で支える意識づくり運動をすすめます。(子どもの自立と社会参画を目指した総合的取組の推進)

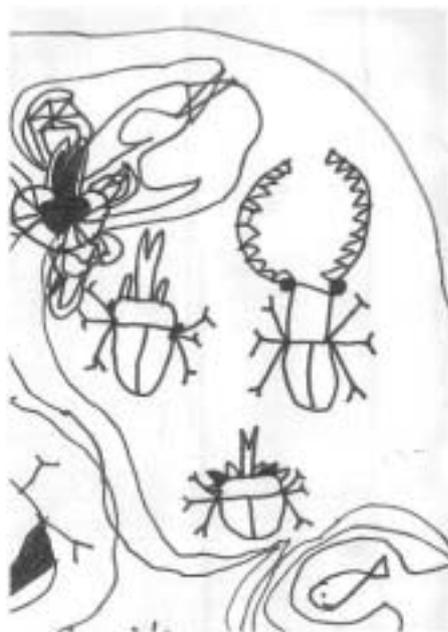
- ・男性の育児参加を保育所、幼稚園、学校などからも積極的に働きかけ、保育所や幼稚園、学校等において実施する父親参加の事業の推進を支援します。
- ・男女ともに仕事と家庭を容易に両立できるよう、労働時間の短縮等による雇用環境を整備します。

### 3 学校教育の場や地域での活動を通して家庭や社会との関わり大切さを学ぶ教育を推進します。

- ・子どもを生子、育てることの意義、家庭や地域社会との関わり、人とのつながりの大切さについての理解を深める取組を推進します。
- ・学校教育の場で自立を支援する取組を積極的に進め、自立志向、社会参画意識を持った人間の育成を目指します。また、学校以外の場、例えば子ども会の運営などにおいても子どもの自主性を大切に活動を支援します。
- ・地域における様々な体験活動、文化活動、地域活動等への子どもや若者の参画の推進を図ります。
- ・大人の生き生きした姿、真剣に取り組む様子を子どもに見せる場面を作ります。
- ・少子核家族を前提にして、男女が協力し合って作る新しい家族観、家庭観を育てる教育を進めます。
- ・職業面での男女共同参画を進めるとともに、家事・育児等の女性の負担が大きいことを踏まえ、仕事・家事・育児・介護等への男女共同参画を実効的に進めるための意識啓発を学校教育の場から進めていきます。

事業名	事業の内容(担当課)
農山漁村男女(ともに)参画いきいき支援事業の実施	農山漁村における男女共同参画を推進し、豊かで住みよい「パートナーシップ」社会を実現するため「千葉県農山漁村いきいき指標」の達成に向けて、部内各課や関係機関との連携・調整を図りながら、啓発活動等を行うとともに、地域の方針決定の場への女性の参画を推進するため、農林水産業に携わる女性団体のネットワーク活動を支援する。(農林水産政策課)
「親と子の育ちの場」推進事業の実施(再掲)	周囲に子育てに関する相談相手のいない保護者や、日ごろ子どもと接する機会が少ない保護者がもっと子育てに関わり、子どもと豊かな関係が持てるようになるための場を提供する事業を実施する学校法人立幼稚園に対して補助する。 子育て相談事業、子育て講演会・講座等開催事業等の中で、親の子育て力の向上を図るとともに、男性の育児参加に関する事業についても補助する。(学事課)
農村女性活動促進事業の実施	農村地域における男女共同参画社会の形成に向けた施策の展開、並びに男性を含めた家族及び地域社会での意識啓発を推進する。(農業改良課)
男女共同参画推進員の設置(再掲)	本県の男女共同参画をより効果的に推進するためには、地域における男女共同参画を促進することが重要である。そこで、地域に根ざした活動を通じて、県や市町村と地域のパイプ役となる、男女共同参画推進員を設置する。(男女共同参画課)

千葉県女性センター「男女共同参画講座」の開催	千葉県女性センターにおいて、県民を対象に、男女共同参画への理解を深めるための基礎講座を開催する。 (男女共同参画課)
多世代交流広場作り(まちかどプラザ)事業の実施	子育て中の親子、小・中学生、高齢者等、多世代が自由に集い、うち解けた雰囲気の中で交流する場を提供する。公民館、学校の余裕教室、商店街の空き店舗、マンション・アパートの一室等気軽に立ち寄れるところ・場所に開設する。 (児童家庭課)



絵：ひらが りょう

## 次代の親を育てる健康教育

### (現状と課題)

全年齢層の人工妊娠中絶件数は、平成7年以降ほぼ横ばいで変わらないのに対し、10歳代の人工妊娠中絶件数は急速に増加し、平成7年の738件から平成15年には1,228件と1.7倍になっています。さらに、AIDSや性感染症罹患者数、過激なダイエット等による健康障害発生数も増えています。これは、思春期特有の身体や性、食生活、心の問題に関する有害情報が氾濫する中、自らの心身を守るための知識や手法、判断力を持たないまま問題行動に及ぶ若者が増えているためと考えられます。

そして、核家族化により、人の生死の場面に遭遇する機会が減少し、生命の大切さを理解できないまま、他人や自らを傷つける行為に及ぶ者が増えています。

子どもたちに対して思春期の性や健康に関する知識の普及・啓発を図ること、相談の場を提供すること、また、生命の尊さを教えることなど、思春期の心と身体の健全な成長を促すことが、緊急の課題です。また、保護者をはじめ大人たちが、思春期の子どもたちの現状を理解し、大人としての接し方を考える機会を提供していくことも課題となっています。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 思春期保健対策の推進を図ります。

- ・ 思春期の心身の発達に伴う変化、性や健康に関する正しい知識や情報を家庭、地域、学校が適切に提供し、それに基づいて子どもたちが自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けられるよう健康教育を行います。
- ・ 健康福祉センター（保健所）で実施されている思春期保健相談事業の一層の充実を図り、不登校、ひきこもりなど、思春期の心の問題を相談できる場を提供するとともに、子どもたちや周囲の大人が思春期の心の問題に適切に対処できる方法を身に付けられるよう支援します。
- ・ 子どもたちに心身の問題や食生活について相談しやすい場を提供するためには、大人が一方向的に伝えるような方式よりも、同世代の中・高校生同士で気軽に、また、それぞれの経験を生かしながら親身に相談を実施することが有効と考えられるため、県内でピア・エデュケーターを養成し、仲間教育（ピア・エデュケーション）の推進を図ります。
- ・ 思春期の心のケアの専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター、病院、児童相談所、学校等で児童思春期の専門相談等を取り入れ、各機関での活動を充実させます。
- ・ 学校においては、思春期保健対策を推進するため、保健所、専門家との連携を進めるとともに、学習指導要領に基づく年間指導計画に従って、児童生徒の発達段階や受容能力に配慮して性教育を行います。
- ・ 子どもたちが、生命そのものに触れたり、生命を受け継ぎ、次につなげていくことの意義を理解できるような教育を行います。

## 2 家庭での教育を支援する環境づくりを進めます。

- ・男女がともに自分の体を守ることを知るため、また健康に子どもを生むための母体づくりのための教育を行います。
- ・学校、保健所、保健センターなど地域の各機関が連携し、家庭教育学級など、子どもの発達段階に応じた家庭教育の在り方を学習することのできる機会を充実させます。
- ・父親の家庭教育への参加を促進します。
- ・職場においても家庭教育に関する学習が可能になるよう企業関係者と連携します。
- ・子育ての不安や悩みを持つ親に対し、保健、医療、保育など総合的な子育てに関する情報を小冊子やインターネットなどを通じ提供します。

事業名	事業の内容（担当課）
思春期保健対策事業の実施	思春期の児童生徒やその家族等を対象に思春期特有の、身体や性、食生活、こころの問題に関する知識の普及・啓発を「思春期保健相談」や「思春期教室」「ピア・エデュケーター相談」等により図っていく。又、健康に子どもを生み育てるための母体の健康づくりのため、飲酒や喫煙、性感染症の予防を行う。 (児童家庭課)
子どもの心の健康支援事業の実施(再掲)	いじめや不登校など様々な子どもの問題に対して、子どもの心の変化を発見し、安らぎを得るよう、一人ひとりの個性に応じて支援していくため、保育所、幼稚園、小・中学校等に精神科医、カウンセラー等を派遣し、講習会の開催、相談・個別指導を行う。 (児童家庭課)
青少年を対象とするエイズ対策講習会の開催	青少年を対象にした性感染症(エイズを含む)に対する正しい知識を普及するため、講習会を学校等において開催する。 (健康増進課)
婚前学級・両親学級の開催	結婚や子育て等を通して、家庭の役割や自分たちの家族観を考える。 (児童家庭課)
保健室相談活動研修会の開催	児童生徒の心のケアをどう進めるかについて、小・中学校・県立高等学校及び県立盲・聾・養護学校の養護教諭を対象とした研修会を実施する。 教育庁学校保健課)
農村女性活動促進事業の実施(再掲)	農村地域における男女共同参画社会の形成に向けた施策の展開、並びに男性を含めた家族及び地域社会での意識啓発を推進する。 (農業改良課)

### (3) 若者の自立・就労支援

#### (基本的な考え方)

学校教育の段階からの総合的・体系的な就労に向けてのキャリア教育により、若者の職業観を育むとともに、経済観念や適正な消費行動のための消費者教育を行うことにより、若者が夢や生きがいを持って、大人として社会的にも、経済的にも自立した生活を送ることができるよう支援します。

#### 若者の自立のために

##### (現状と課題)

社会的、経済的に自立するためには、小さい頃から年齢に応じた社会体験、自然体験、地域での活動を通じて、社会的自立のための基礎的な能力の育成を図ることが課題です。

特に、大人社会の入り口にいる中・高校生を地域社会の一員として受け入れる機会を創り出し、多様な世代と交流を深めることにより、大人となるための身近なモデルを発見し、実体験を通じて学ぶことにより将来に向かって自立する能力の向上・発揮ができるような環境を早急に整える必要があります。

また、情報化社会の進展や、多様化、複雑化する社会のなかで、消費者トラブルに巻き込まれる若者が増えています。平成15年度に県消費者センター及び市町村の相談窓口へ寄せられた消費生活相談のうち、10歳代の相談件数は4,603件で、前年度の1,597件より3,006件増加して2.9倍、20歳代の相談件数は18,204件で、前年度の8,552件に比べて9,652件増加して2.1倍と若者の相談が増えています。

社会や経済の基本的な仕組みを学び、正しい経済観念や契約の知識を身につけ、生活上の問題を自らの力で解決していく力が、今後ますます重要になります。

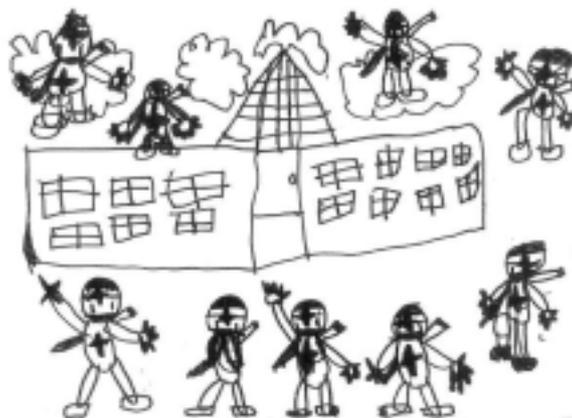
#### (施策の方向と具体策)

- 1 家庭や学校で、発達段階に応じた、自立するための能力の育成を積極的に進めます。
  - ・社会的自立のため、思春期、青年期のアイデンティティの確立（社会の中での自己の位置付け）ができるよう家庭や学校において、職業教育、消費者教育、金銭教育、性教育を各年齢に応じて進めます。
  - ・消費者講座等を開催して広く学習の機会を提供するとともに、契約やライフプラン等生活に関する情報提供を行うなど、悪質商法の標的になりやすい若者の被害を防止し、自覚ある消費者としての判断能力を向上させます。
- 2 社会的自立のための力を養う環境整備を進めます。
  - ・各種の地域活動をおこし、年齢に応じた社会体験、自然体験、組織での活動を通じて、社会的自立のための能力の育成を図ります。
  - ・夏期キャンプ、農村留学、長期ボランティア、海外体験などの多様な活動により、子

どもや若者が家庭を離れて社会体験をし、社会的自立のための力を養う機会の充実を図ります。

- ・若者が親の保護に頼らず、自立した生活基盤を作れるよう、就業教育を行い、働く場を整備します。また、就労に向けた情報提供や相談体制等の支援を充実させます。

事業名	事業の内容(担当課)
ちば若者キャリアセンターの開設	若者の就業支援・人材育成を目的に、ちば若者キャリアセンターを設置。専門のキャリアカウンセラーが一貫した就業支援を行うと共に、県内の大学・専門学校等の要請に基づき出張での個別相談やセミナーを実施する。 (雇用労働課)
消費生活講座への講師の派遣	広報誌やポスター、リーフレット等により若年層への情報提供を行い、消費者被害の未然防止に努めます。また、消費生活に関する講習会を実施する自治体、学校等へ講師を派遣し、「自立した消費者」の育成を図ります。 (県民生活課)
青少年相談員の活動の充実	次代を担う青少年を地域で守り育てるという理念のもと、主に小学生の高学年を中心に各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通して、活力に満ちた一人の人間として成長するよう生活指導を行っている。 (県民生活課)
多様な社会体験活動の推進	長期の休業期間を活用し、年齢に応じて、子どもが家庭を離れ、夏期キャンプ、農村留学、長期ボランティア、海外体験などの社会体験をする活動を学校や地域が主体となって実施し、社会的自立のための基礎的な力を養う機会を提供する。(児童家庭課、県民生活課、農業改良課、教育庁)



絵：えんどう たけふみ

## 学校段階におけるキャリア教育の推進と充実

### (現状と課題)

現在若者の失業率は約10%と全体の失業率の約2倍と高くなっており、また新規学卒者のフリーターやニートの増大、早期離転職など、「学校から職業への移行」にかかる課題は深刻なものとなっています。

これらの要因としては、不況等の影響による新規学卒者に対する求人の大幅な減少や、派遣労働やアルバイトなど非正規雇用の増加などの企業側の要因と、若者の勤労観、職業観の未熟さ、職業人としての基礎的資質や能力の低下などの若者自身の資質をめぐる要因等、求職希望と求人希望との不適合が拡大していることなどが考えられます。

このため、卒業後の職業生活を視野に入れた、小学校から高等学校、大学までの接続の在り方について検討する必要があります。また、このような流れの中で、「学校から職業への移行」にかかる課題を克服する観点から、学校教育における「キャリア教育」の推進が要請されています。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 キャリア教育のための学習プログラムの開発を進めます。

- ・ 自立意識の涵養と豊かな人間性の育成を目指し、働くことの意義の理解、早期からの自立性・社会性の涵養を図ります。
- ・ 各発達段階に応じた「能力・態度」の育成を軸とした学習プログラムの開発を進めます。

#### 2 キャリア教育の充実を図ります。

- ・ 生徒一人ひとりの状況の的確な把握と成長・発達への支援を充実するため、キャリア・カウンセリングの機会の確保と専門的能力を有する教員の養成を進めます。
- ・ 職場体験やインターンシップなどの体験活動等の活用を図ります。
- ・ インターンシップ受入れ企業・機関等の確保など、体験活動推進のための地域でのシステムづくりを進めます。
- ・ 保護者や関係機関との連携を推進します。

事業名	事業の内容(担当課)
高校生インターンシップ推進事業の実施	高等学校において、近隣の事業所等での就業体験(インターンシップ)を通じて、実際的な知識・技能に触れることにより学習意欲を喚起するとともに、主体的な職業選択能力や高い職業意識を育成する。(教育庁指導課)
キャリア教育実践プロジェクト事業の推進(再掲)	中学校を中心とした職場体験・インターンシップの5日間以上の連続実施や学校におけるキャリア・アドバイザーの更なる活用など、地域の教育力を最大限活用し、キャリア教育の推進を図る。(教育庁指導課)

## きめ細やかな就労支援の推進と充実

### (現状と課題)

若者の高い失業率や離職率、増加するニートやフリーターなど、将来、社会を担う若者の多くが、自らの職業能力を高め、それを活かす場に恵まれていない状況となっています。

そこで、教育、能力開発、就業支援等幅広い分野にわたり、地域社会や教育分野、産業界等が連携して、若者のキャリアアップが図れるよう就業に関する総合的支援を行い、次代を担う若者が適性及び希望に沿った職に就き、仕事を通じて職務能力を向上できるように支援することが求められています。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 ちば若者キャリアセンターを活用し、若者の就業支援・人材育成を進めます。

- ・船橋に開設した、ちば若者キャリアセンターにおいて、職業観の養成から、職業能力の向上、ハローワークの併設による職業紹介まで、若者が仕事につくまでのサービスを一箇所を提供していきます。
- ・キャリアカウンセラーが、若者一人ひとりの個性や適性に応じた仕事や進路について継続的に相談に応じるなど、きめ細かな支援を行います。
- ・市町村、産業界、教育界等との連携により、若者の就業につながる実効性の高い情報の提供やセミナーの開催等を実施します。
- ・同センターのサービスを県内各地に提供するため、県内市町村や各学校との協力体制のもと、若者に対する情報提供、個別相談、セミナー等のデリバリーサービスを行います。

事業名	事業の内容(担当課)
ちば若者キャリアセンター設置運営事業の実施	<p>ちば若者キャリアセンターの設置運営を行い、以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアカウンセラーによる個別相談</li> <li>・企業と連携した求人開拓及び求人情報提供、及び職場体験学習受入企業開拓</li> <li>・キャリアアップのための各種セミナーの開催</li> <li>・企業の求める人材を明らかにする若年者人材ニーズ調査と、この調査結果を反映した産業人材育成カリキュラムの作成</li> <li>・保護者等の就職に関する意識の啓発</li> <li>・若年者に対する企業説明会等</li> </ul> <p style="text-align: right;">(雇用労働課)</p>

## 多様な職業能力開発の推進

### (現状と課題)

若者を取り巻く雇用環境はますます厳しくなっており、ニートやフリーターの増加などが社会的な問題となっています。こうした状況が続くと若者の職業能力の蓄積がなされず、求職においても不利となり、悪循環が生じています。

若者一人ひとりの生き方や就労に対する考え方は様々であり、職業能力開発に関するニーズも多様となっています。こうしたニーズを的確に汲み取り、それに応じた職業能力開発の実施やそれを支援する体制づくりが求められています。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 若者のニーズに合う多様な訓練を展開します。

- ・ 県立高等技術専門校では、科目やカリキュラムの内容について適宜見直しを行い、就業に必要な技術、技能の習得を支援します。
- ・ 再就職をしようとする若者に対して、短期間で就業のための職業能力が身につくよう民間教育訓練機関等を活用した様々な分野の職業能力開発の支援を推進します。
- ・ 大学や専修学校、NPO法人、企業など幅広い教育資源を活用して、高度で専門的な知識をもつ中核人材や観光産業、農業分野における就業人材の育成を図ります。

#### 2 求職活動を続けているにも関わらず安定的な就業につながらない若者が、就業しやすいように職業能力開発の支援を推進します。

- ・ 定職に就くための効果的なトレーニングであり、企業における実習訓練と教育訓練機関における座学とを組み合わせた養成プログラムを通じ、若者を一人前の職業人に育てる新たな人材育成システム（日本版デュアルシステム）事業を実施します。

#### 3 若者がキャリアアップについて気軽に、しかも充実した相談を受けられるよう体制を整備します。

- ・ キャリアコンサルタントが、職業訓練、キャリアアップや再就職などに関する相談を受け付け、専門的立場からアドバイスを行います。また、併せて職業能力開発に関する情報を提供します。

#### 4 その他施策の方向性や具体策について、産学官の連携により様々な角度から検討します。

- ・ その他施策の方向性や具体策については、平成16年12月に千葉県職業能力開発審議会から提出された報告書の提言を踏まえて、県民の総意と意識づくりの展開や事業化について、産学官がそれぞれ役割分担をもちつつ3者の連携により検討していきます。

### 千葉県職業能力開発審議会提言のスローガン

- ・「若者よエントリーシートを書こう！」
- ・「大人は若者と、とことんつきあおう！」
- ・「大人は若者に、夢と仕事を語ろう！」

事業名	事業の内容(担当課)
県立高等技術専門校の設置・運営事業の実施	県立高等技術専門校は、新規卒業生をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得する機会を提供する。 (産業人材課)
日本版デュアルシステム訓練事業の実施	フリーター等本格的な雇用に至らない者が職場に定着するよう、一定期間の企業での実習及びそれと一体となった教育訓練を実施する。 (産業人材課)
産業人材育成に向けた職業能力開発支援事業の実施	大学や専修学校、NPO法人、企業などの幅広い教育資源を活用して高度で専門的な知識をもつ中核人材や観光産業、農業分野における就業人材の育成を図る。 (産業人材課)
再就職等委託訓練事業の実施	産業構造の変化に伴い高度で専門的な能力や変化に対応する職業能力が求められていることから、離転職者をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人、企業等を活用した委託訓練による多様な訓練メニューを提供する。 (産業人材課)
ちばキャリアアップセンター相談コーナー運営事業の実施	キャリアコンサルタントによる相談者個々の過去における職務内容の分析、適性検査等を通しての自己理解や職業能力開発に関する情報提供を行い、職業に関する動機づけ、職業生活設計、職業能力開発などにより個人の自立を支援する。 (産業人材課)

## コラム

### 学校教育・仕事・職業訓練の循環を作る

千葉大学教育学部教授 宮本 みち子

学校を卒業する若者を一括採用し、入社後に社内訓練をほどこして、一人前の社員に仕上げている日本型の雇用制度が1990年代初頭まで続いた。ルールに乗れた人は保障されたが、そこから外れた人には生きにくい社会だった。しかし今や、外れた若者がめずらしくない状態にあるにもかかわらず、ルールから外れることが想定されていなかったため、学校にも会社にも所属していない若者が行ける場所や、援助してくれる機関はないに等しい。400万人に達するフリーターやニートが、一人で暮らすだけの所得もままならない状態では、日本社会の展望は望めない。若者が、仕事をもって自分で生活していける状態になるために、工業化時代とは異なる新しい社会のしくみが必要だ。太いルールがなくなった時代を生きる若者たちには、学校、雇用、職業訓練、情報提供・相談の各機関が密接なパートナーシップの関係にあって、いつでもどこでもやり直しができる仕組みが必要だ。

学校段階では、仕事と暮らしに関する教育が、学外の社会経験とセットであってほしい。また、学校でのつまずきが、その後の人生にマイナスの影響をおよぼしている実態をふまえて、子どもの生活全般をみすえた丁寧できめ細かな指導とサポートが必要だ。そのためには、学校と諸機関のパートナーシップが不可欠で、学校はもっと地域に開き、地域は子どもに対する教育・支援機能を高める必要がある。さらに学校を出る時点で困難が予想される若者を、地域の支援機関が受け止め、その後のフォローアップを続けることも必要だ。それには、縦割り行政よりも、子ども・若者を包括的に支援できる横断的な仕組みが適している。また、NPO 法人その他の民間機関の果たせる役割も大きい。生き方、働き方が個人の選択にゆだねられる社会では、若者自身のプランニングを重視しながら、いつでもどこでも学び直し、やり直しのできる体制を整備する必要がある。



絵：さいとう まこと

## 4 一人の人として大切にしたい

私たちは、障害のあるなしに関わらず、また保護者からの虐待に苦しむことなく、誰もがありのままに楽しく暮らせる社会の実現を望みます。

### (1) 児童虐待の防止

#### (基本的な考え方)

児童虐待の発見から対応、支援、予防まで切れ目のない支援を展開し、市町村や児童相談所等の相談体制やその機能を強化・拡充することで、社会全体で虐待を生み出さない環境づくりを目指します。

#### 早期発見・早期対応

##### (現状と課題)

児童虐待は、子どもの心身に重大な影響を及ぼす行為であり、家庭にとっても深刻な事態を引き起こす恐れがあります。児童虐待の件数は年々増加し、千葉県内の児童虐待受付件数についても平成10年度には158件であったものが、平成15年度には825件と約5倍に増加しています。

児童虐待に対し、連携をもって対応するため、市町村行政の中でネットワークが設置され始めていますが、平成17年3月現在23市町にとどまっており、またその機能についても十分に発揮されているとはいえません。

虐待が顕著になる前に早期に発見し、早期に対応することが子どもや保護者にとって最も大切なことであり、そのためには、まず地域住民が児童虐待に対する意識と理解を持つことが重要です。

また、虐待に対し適切な対応をとるためにも、児童相談所、市町村、学校、医療機関、保育所、警察など関係機関との連携体制を十分にとることが必要です。

#### (施策の方向と具体策)

##### 1 児童虐待への社会的関心を高め、早期発見を促します。

- ・児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するために、様々な機会を通し広報・啓発を行います。

##### 2 相談機能の強化及び相談支援体制の整備・拡充を図ります。

- ・児童相談所の施設及び職員数を充実し、相談体制や機能を強化します。
- ・児童相談所職員の専門性を強化するための研修を充実します。
- ・虐待防止のセーフティネットとなっている子育ての悩みを共感的に傾聴する専門の電話相談や、日常的に相談を受けている民間の相談支援機関を支援します。

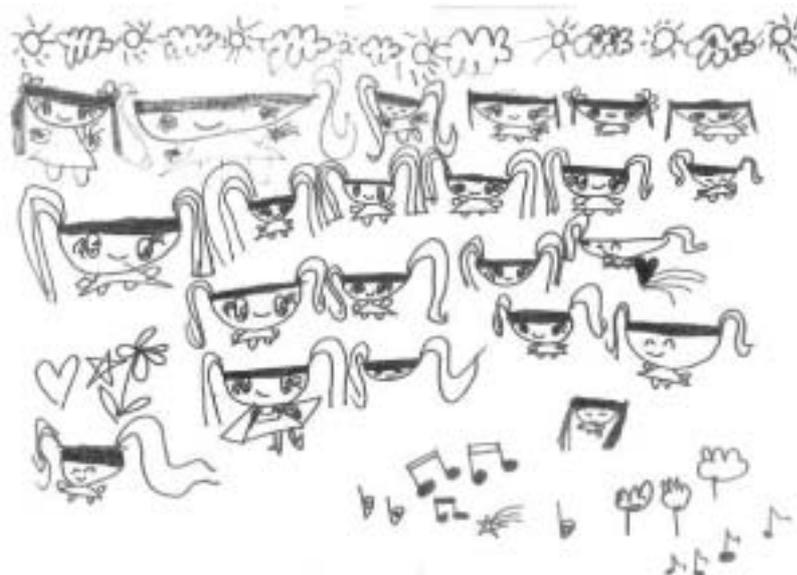
- ・市町村に対しては、要保護児童対策地域協議会の設置を促し、発見・通告・一時対応などの第一次的な対応ができるよう推進します。あわせて、実効力のあるものとするため、児童相談所を市町村の先導・後方支援役として位置づけます。
- ・地域の中で当事者等の自助グループの活動を促進します。
- ・虐待防止センターの設置について検討します。
- ・子どもが長い時間を過ごす学校において、スクールカウンセラーの配置を進め、子どもの相談しやすい体制を作ります。
- ・子どもの養育に支援が必要でありながら、自ら積極的に支援を求めていくことが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階で、訪問による支援を行う市町村を支援します。

### 3 ネットワークの構築を推進し、効果的な対応を図ります。

- ・児童虐待の早期発見とその対応に不可欠な虐待防止市町村ネットワークの構築を推進するとともに、実効力のあるものとするため、児童相談所、女性サポートセンター、学校、保健センター、福祉事務所、警察などとの連携を深めます。
- ・児童生徒が長期間学校を欠席し、家庭訪問等をして、本人や保護者と会えない場合には、児童虐待の可能性があるという認識を持ち、家庭等の状況把握に努めるとともに、地域の関係機関との連携を深めます。
- ・人権オンブズパーソンの設置の検討など、子どもの権利の確認と擁護の徹底に向けて子ども本人からの相談に適切に応ずる体制の充実を図ります。
- ・乳幼児健診や学校の集団検診等において、医師・歯科医師と関係機関が連携して虐待の早期発見に努めます。特に、歯科検診の実施にあたっては、県歯科医師会の作成した「歯科と児童虐待」(児童虐待対応マニュアル)の活用を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
児童家庭支援センター事業の実施	地域に密着した相談・支援体制の強化を図るため、入所型の児童福祉施設に児童家庭支援センターを附設し、子どもと家庭に関する助言・指導、児童相談所からの委託による指導を行う。(児童家庭課)
虐待防止対策及び相談体制の充実	児童相談所の専門性を強化するとともに、児童相談所に配置している児童福祉司を増員し、相談体制の強化を図る。 また、中央児童相談所に東上総支所を置き、関係機関との連携、迅速且つきめ細やかな相談援助を図る。(児童家庭課)
DV被害者の子どものサポート事業の実施	女性サポートセンターに保育士を配置し、一時保護利用者の子ども達の心のケアを行なっている。また、子どもたちが気兼ねなく遊び、学べるよう「多目的室」を整備している。(男女共同参画課)
里親制度の充実	広報活用等で周知を図り里親制度への理解を深め、特に虐待により心身に有害な影響を受けた児童を養育する専門里親の充実を図る。(児童家庭課)

児童相談所における電話相談体制の強化	児童虐待への対応強化のため、児童相談所における24時間365日の電話相談体制の推進を図る。 (児童家庭課)
育児支援家庭訪問事業の促進	児童の養育に支援が必要でありながら、自ら積極的に支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、家庭訪問による支援を行う事業の普及を図る。 (児童家庭課)
中核地域生活支援センター事業の実施(再掲)	子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、民間サイドの福祉サービスの拠点となる「中核地域生活支援センター」を設置し、一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。 (健康福祉政策課)
児童虐待防止市町村ネットワーク事業の推進	住民に身近な市町村域において、地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等で構成する児童虐待防止協議会を設置し、児童虐待の防止と早期発見、早期対応の推進を図る。 (児童家庭課)
人権オンブズパーソンの設置検討(再掲)	子どもの人権保護に関する行政機関に対する苦情処理や、行政活動の監視・告発などを行うオンブズパーソンを設けることを検討する。 (児童家庭課)



## 虐待を受けた子どもと親への支援

### (現状と課題)

児童相談所では、虐待を受けた子ども(被虐待児)の心理的ケアや親子関係の修復の支援を行っており、被虐待児を受け入れている児童福祉施設等でも、子どもの心理的ケアを行いながら、社会的自立までを支援しています。

その他、民間の相談機関などにおいても、被虐待児や虐待をした親を支援する様々な体制がありますが、それらの相談支援体制は決して十分ではなく、さらに強化していく必要があります。

また、被虐待児や虐待をした親への支援については、児童相談所や児童福祉施設など専門的な機関での支援が極めて重要ですが、子どもが地域の中で生活できるようにするために、市町村行政や学校、保健センターなどのネットワークによる地域力を発揮することで虐待を引き起こした家庭を支えていくことも必要です。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 虐待を受けた子どもや虐待をした親への相談支援体制の強化を図ります。

- ・虐待を予防する観点から、子どもとの関係に悩み苦しむ親がいつでも相談でき、悩みを共感的に傾聴してもらえる常設の相談体制を確立します。同時に、すべての親がその相談先を早期に把握できるように、母子手帳等に相談連絡先を明記します。
- ・中核地域生活支援センターを核とした要保護児童の相談・生活支援・権利擁護に関する地域のネットワークを構築します。
- ・虐待等により、軽度の情緒障害を有する子どもへの専門的なケア体制の充実について検討します。
- ・親子の再統合のためのカウンセリングや指導プログラムを用意し、個別の支援を充実させます。
- ・虐待をした親、大人へのサポート体制を充実させます。

#### 2 保護機能の充実を図ります。

- ・虐待をした保護者に対し、司法介入による親子分離を含め、他の機関との連携の上、子どもに的確な支援をします。
- ・施設退所後の子どもたちや、心に深く傷を受けてうまく社会に適応できない子どもたちを自立するまで支援する自立援助ホームの設置を推進するとともに、就労支援を充実させます。
- ・一時保護施設の定員増など、保護施設の拡充を図ります。

#### 3 地域支援体制を確立します。

- ・地域で対応できるショートステイ、ロングホームステイ事業を推進し、受け入れ家庭の登録を呼びかけます。
- ・施設に入所している子どもの大学、専門学校等への進学を支援します。

- ・民生委員、主任児童委員、NPO法人などの地域力を活かして、虐待を受けた子どもを家庭や地域に返すための支援の充実を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
児童家庭支援事業(こども・家庭110番)の実施	子ども等のいじめや子育ての不安など、子どもに関わる様々な相談に応じるため、「子ども・家庭110番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が夜間、土日、祝日の相談にも応じる。(児童家庭課)
一時保護所児童処遇改善促進事業の実施	児童相談所の一時保護所に、非常勤の心理療法担当職員を配置することにより、児童虐待等により一時保護された児童への心理的ケアを行う。(児童家庭課)
被虐待児等訪問心理療法等事業の実施	心理療法担当職員が配置されていない児童養護施設に心理療法担当職員を派遣して、被虐待児童等への心理的ケアを行う。(児童家庭課)
被虐待児童等へのグループ指導事業の実施	被虐待児童及び保護者に対して精神科医や心理療法担当職員等によるグループ指導を行い、虐待の再発防止や被虐待児童の心身の健全な発達を促す。(児童家庭課)
保護者カウンセリング強化事業の実施	虐待を受けた児童の最善の利益を図るためには、家族再統合を目指した積極的な指導が求められていることから、児童虐待を行う保護者へ、児童福祉司、心理判定員等による指導に加え、精神科医の協力を得て保護者の抱える問題等へのカウンセリングを行う。(児童家庭課)
児童自立生活援助事業の促進	義務教育終了後、児童福祉施設を退所し、就職する児童等は、近年の経済情勢の悪化などに伴う就職難もある中、厳しい環境におかれている。こうした児童等と起居をともにしながら就職先の開拓や、日常生活上の相談援助等を行い、社会的自立を支援する「自立援助ホーム」の設置促進を図る。(児童家庭課)
中核地域生活支援センター事業の実施(再掲)	子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、民間サイドの福祉サービスの拠点となる「中核地域生活支援センター」を設置し、一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。(健康福祉政策課)
虐待・いじめ対策事業の実施(再掲)	小児科医等を活用して、虐待・いじめ等に関する問題について電話又は面接による相談を行う。(児童家庭課)
児童家庭支援センター事業の実施(再掲)	地域に密着した相談・支援体制の強化を図るため、入所型の児童福祉施設に児童家庭支援センターを附設し、子どもと家庭に関する助言・指導、児童相談所からの委託による指導を行う。(児童家庭課)
里親制度の充実(再掲)	広報活用等で周知を図り、里親制度への理解を深め、特に虐待により心身に有害な影響を受けた児童を養育する専門里親の充実を図る。(児童家庭課)
児童相談所の一時保護所の拡充	児童相談所の一時保護施設の定員を増加させることにより、一時保護所収容力の強化を図る。(児童家庭課)

## 施設の小規模化、里親制度の推進を図るために

### (現状と課題)

現在、要保護児童のほとんどは、児童養護施設などの入所施設や里親等へ措置されています。しかし、現在の入所施設のほとんどは大規模施設であり、入所児童数は満員の状態が続いています。また、里親養育については、登録数が減少傾向にあり、委託児童数も施設措置児童数等と比較すると十数パーセントにすぎません。

虐待等により保護を要する子どもに心理的ケアや治療を行いながら、健やかな成長と発達を見守り、社会的に自立していくまで支援するためには、ケア形態を小規模化し、よりきめ細やかに子どもの発達を保障していく体制を整える必要があります。

また、里親制度については、平成14年10月の制度改正により、これまでの養育・短期里親に、被虐待児を受託する専門里親や親族によって養育が行われる親族里親が新たに加わり、制度の幅広い活用が可能となりました。これらの制度を十分に活用していくことが必要です。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 施設養護については、施設形態等の見直しを図ります。

- ・子どもの成長発達をより向上させるために、できるだけ小舎制やグループホーム型など施設の小規模化を図ります。
- ・職員の配置基準の改善を国に働きかけます。
- ・権利擁護の取組みを強化します。

#### 2 里親制度の推進を図ります。

- ・里親についての理解を深める広報等の充実を図ります。
- ・同じ社会的養護である里親養育と施設養育が、相互に連携していけるような体制を促進します。
- ・児童福祉施設で里親の育成や研修を行うなど、里親制度の推進を図ります。

#### 3 地域との関わりをより密接にしていきます。

- ・施設や里親のもとで生活する子どもが、地域のなかで、当たり前のように生活し自立していけるように、地域との多様な関わり合いの創出を支援します。

事業名	事業の内容(担当課)
地域小規模児童養護施設の整備促進事業	小規模・家庭的な環境のもと、近隣住民との関わりの中で、児童の社会的自立を促進するため、民家・アパート等を活用した地域小規模養護施設を整備する。 (児童家庭課)



## 児童養護施設等と地域の連携

### (現状と課題)

児童福祉施設が地域に根ざし、地域との交流を進める中で、その児童養護の専門性に依拠し、地域住民からの子育ての悩みや不安などを受けることが多くなってきています。しかし、施設における相談体制が十分に整っておらず、相談を受けた後どのように取り組むかという支援体制が脆弱でした。

地域との関わりをより密接なものとし、児童福祉施設が地域と連携して児童福祉の向上に取り組むためにも、相談体制を確立し地域との連携をより密接に持つことが必要です。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 児童養護施設等と地域の連携を密接にするための相談・支援体制を整えます。

- ・児童福祉施設の専門性を生かすために、育児等の身近な相談機関として、児童福祉施設に附設する児童家庭支援センターの設置を促進します。
- ・地域にとって施設が身近に感じられる存在となるために、地域の人に「一日里親」となってもらい、施設で暮らす児童に家庭生活を体験させるなどの取組みを進めます。

事業名	事業の内容(担当課)
児童家庭支援センター事業の実施(再掲)	地域に密着した相談・支援体制の強化を図るため、入所型の児童福祉施設に児童家庭支援センターを附設し、子どもと家庭に関する助言・指導、児童相談所からの委託による指導を行う。(児童家庭課)

### コラム

#### 児童養護施設等を地域の「施設力(ちから)」とするために

施設は、地域の中で起こる子どもへの虐待や権利侵害等の子どもの問題に積極的に関わる必要がある。また、施設内での子どもへの権利侵害等を起こさない努力をするとともに、第三者評価事業を活用し、地域等に情報公開することに努めなければならない。会報やホームページの開設、子育てQ&A等の情報発信を通し、施設も地域に育てられているという認識を持つことも大切である。

地域は、縁あってわか町、わか地区に暮らし育つ子どもを、長年かけて「一人前」になるまで仕立て上げるという、本質的な意味での「子育て」に、施設とともに関わっているとの認識を持つ必要がある。そのためにも、地域の資源として、住民が施設機能を気軽に利用できるように支援することも重要になる。

そして、地域と施設は、相互利用、相互交流を進める中で、地域の特色を生かした「子育ての地域力(ちから)」を育てていくことが大切である。

## (2) 障害児への支援

### (基本的な考え方)

次代を担う子どもとして、障害のあるなしに関わらず、誰もがありのままに生活でき、必要に応じて十分な支援を選択することが可能な社会の構築を目指します。

### 障害児・障害児の親への支援

#### (現状と課題)

市町村で実施している1歳6か月健康診査や3歳児健康診査で、障害が早期に発見されることが期待されており、発見後は、知的障害、身体的障害や発達障害等の障害特性に応じた専門的な支援が求められています。しかし、親として我が子の障害を受け入れるのは難しいことです。

このため、特に、医療分野における専門的な支援の体制整備が急務であり、また、長期的な視点で一貫した適切な支援を行うため、医療・保健・福祉等の関係機関からなる支援ネットワークの構築が必要です。加えて、障害に対する偏見や差別を無くし、子ども本人の目線からの啓発や広報活動が重要です。

さらに、健康診査等による早期発見を早期訓練・治療に結びつけるためには、受診もれをなくす工夫が必要であり、関係機関相互の個人情報の共有化についても検討する必要があります。

#### (施策の方向と具体策)

- 1 専門的支援体制の整備を図り、早期発見・早期対応に努めます。**
  - ・健康診査時における受診もれ、発見もれ、対応もれをなくすよう広報・啓発活動を強化します。
  - ・医療・保健・福祉・労働等、関係機関における情報の共有化を検討します。
  - ・障害の程度にかかわらず、どの子も受診できる専門の医療機関と地域の医療体制の整備を進めます。
- 2 地域社会にある資源を充実させ、親の負担の軽減を図ります。**
  - ・親の育児負担を軽減するため、早い時期からの親への支援、短期入所、一時的な保育や療育などのレスパイトサービス等を充実します。
  - ・障害のある子を持つ親が、子どもの発達や家族生活の将来への見通しがもてるように支援する場を用意します。
- 3 市町村を中心とした支援ネットワークを構築します。**
  - ・自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)やその傾向を持つ子どもと親に対し、乳幼児期から、その人が必要とする支援を行っていく体制を確立します。
  - ・子どもの立場にたち、子どもの目線でいろいろな施策等を組み立て、支援を必要とす

る時に最適の支援が提供できるようにします。

- ・障害のある若者がヘルパーを活用しながら、年齢に応じて社会参加できるようなバックアップ体制を充実します。

事業名	事業の内容(担当課)
第三次千葉県障害者計画の推進	誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」の実現を目指し平成16年7月に策定された「第三次千葉県障害者計画」を推進する。 (障害福祉課)
障害児ショートステイの充実	家庭において障害児の介護が一時的に困難になった場合、短期間施設に受け入れることにより、家族の介護にかかる負担の軽減を図るショートステイを充実する。 (障害福祉課)
学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症児等への支援	学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症のある子どもたちへ、個々の実態に応じた指導・支援や校内支援体制づくりのために、各学校の教員に対する指導・助言を行う巡回指導職員を配置し、特別支援教育の充実を図る。 (教育庁特別支援教育課)
障害児レスパイトサービス等の支援	障害児を育てる保護者の負担の軽減等を図るため、緊急及び迅速に預かる必要のある障害児を団体等が預かるレスパイトサービスや放課後の障害児を帰宅まで預かり、障害児の活動を支援するサービスを支援する。 (障害福祉課)
自閉症児、アスペルガー症候群への支援	自閉症・発達障害支援センター事業において、自閉症児等発達障害を有する者及びその家族や関係者からの相談や、療育支援を行う。 (障害福祉課)
障害児地域療育等支援事業の実施	障害保健福祉圏域ごとに実施事業者を指定し、福祉、保健、保育、医療等の専門家による巡回訪問療育相談事業を実施しており、在宅障害児の福祉の向上に努める。 (障害福祉課)
障害児デイサービス等の充実	障害のある児童に通所してもらい、日常生活上の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。 (障害福祉課)
障害児ホームヘルプサービスの充実	障害のある児童の家庭にホームヘルパーを派遣して身体介護、家事援助、外出時の援助など日常生活に必要な支援を行う。 (障害福祉課)
障害児タイムケア事業の実施	障害のある中高生等の下校後の活動場所の確保等のため、市町村が実施するデイサービス事業所や養護学校等の余裕教室での中高生障害児の預りに対して補助する。 (障害福祉課)
特別保育事業(一時保育促進事業)の実施(再掲)	保育所において、専業主婦家庭等の育児疲れの解消、急病や断続的・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う保護者の要請に対応するため一時的な保育を推進する。 (児童家庭課)
特殊教育教育費補助事業の実施	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。 (学事課)

## 地域で共に暮らすことができるように

### (現状と課題)

障害児・者の通園、通学、就業には依然として厳しい現実があります。地域で、共に暮らし、共に学ぶために必要とする支援基盤が脆弱であり、さらに地域間での格差が存在しています。このため、全ての保育所、幼稚園で障害児を受け入れ、また、地域の小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重した共に学ぶ機会を整えていくことが重要です。加えて、卒業後に向け、自立生活していくための経験を積み重ねることを支援する体制が身近に必要です。

そのために、市町村がそのために総合的な見地から、一人ひとりの特性に応じ、就学前から卒業後の就労までのライフステージにあわせた『個別の支援計画』を作成し、一貫した支援を行うことが重要です。また、市町村を超えた広域圏域での社会資源の整備や相互調整も必要です。

### (施策の方向と具体策)

#### 1 幼稚園・保育所・学校等で障害児の受け入れを促進し、共に学び、共に成長する環境を整備します。

- ・全ての保育所・幼稚園・学校等が、障害児を受け入れできるよう体制の整備を図ります。
- ・放課後児童クラブへの障害児の受け入れを推進します。
- ・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症児等の軽度発達障害児等に対する乳幼児期からの支援体制を確立し、幼稚園・保育所・学校等での受け入れを推進します。
- ・盲・聾・養護学校を必要とする生徒がより身近な地域で就学することができるよう、その機能や仕組みを普通学校の一部に置く方策を検討します。

#### 2 社会的自立に向けての地域における支援を充実させます。

- ・障害児を育てる家庭の子育てを支援するための体制整備や環境整備のほか、人材の育成に積極的に取り組みます。
- ・訪問療育等を活用して、専門家によるバックアップ体制を確保します。

#### 3 一人ひとりのライフステージに応じた「個別の支援計画」を策定します。

- ・一人ひとりの特性等に応じ、就学前から卒業後の就労までのライフステージにあわせた「個別の支援計画」を作成し、一貫した支援を行います。
- ・療育施設から一般保育施設への移行を促進するため、児童相談所等の関係機関と十分に連携をとり、受け入れ体制づくりを進めます。
- ・特別支援教育を進めるための体制づくりを進めます。
- ・支援費制度の利用を広げ、社会的自立のための職場体験や実習の場を多様に用意するよう努めます。

事業名	事業の内容(担当課)
放課後児童クラブ障害児受入事業の実施	昼間保護者のいない主に小学校低学年の障害児童について、集団生活と保育の場を確保することを目的として、放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブに対し補助を行い、障害児童の受入れを促進する。 (児童家庭課)
障害児の受け入れ体制の整備	保育所において、保育に欠け、かつ集団保育が可能な障害児を受け入れるための体制を整備する。 (児童家庭課)
障害児環境改善事業の実施	保育所が障害児を受け入れるための設備整備の経費に対し支援する。 (児童家庭課)
特殊教育教育費補助事業の実施(再掲)	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。 (学事課)

## コラム

### みんなと一緒に地域で育つ

柴田 敬道

「裏口から入って下さい。」…公共の施設の職員が、障害を持った方に掛けた言葉。経済性、効率性、それが全ての社会にはついていけない子どもたちが、確かに生きているというのに、その存在を否定するような言葉が容赦なく降りかかってくる、これが現実です。

「親は尊敬できません。でも親は大切だと思う。大人も余裕がないと思う。虐待のない世の中にして下さい。」…親から虐待を受けた子どもが、切々と訴えました。虐待をする親は確かに悪い。しかし、その奥にある、もっともっと深い社会の歪みを感じなければならないのです。子どもたちはその犠牲になっているのですから。

何か大切なものを忘れてしまっていないでしょうか。

「一人ひとりの存在、命、をかけがえのないものとして慈しむ」という心を…。

ダウン症の子と同じクラスになった中学生の生徒(寺園由衣さん中2)の作文から。

「初めはどんな風に接すればいいのかと、戸惑いが多かった。」と、4月当初の率直な感想から、この作文は始まります。そして学校生活を共にする中で、筆者の気持ちに変化が出てくるのです。「それまでに私が抱いていた障害者に対するイメージは、かわいそう、普通のことが出れない、なんとなく嫌だ、というものだった。しかし、今は春菜(仮名)ちゃんとのことをきっかけに、少しずつ変わってきている。春菜ちゃんと私は障害という違いがあるだけで、一人ひとりの人間であることには変わりはない。」そして最後は、「少しずつでも、障害者を正しく温かい目で見られる人を増やしたい。」と締めくくられています。

生きる時間を共有したことでしか生まれぬ「心」。失い掛けていたものを子どもが気づかせてくれます。

子どもを取り巻く状況が厳しくなった今だからこそ、「あなたの命は大切なもの」と伝えていくことが大切です。それが共に生きる社会、みんなと一緒に地域で育つ、ということの大きな意味です。(「長生・夷隅 子どもタウンミーティング」に寄せられた声で構成しました。)